

<p>高味議長</p>	<p style="text-align: right;">( 9:30 )</p> <p>おはようございます。  ただいまの出席人数は全員であります。  定足数に達していますので、これより令和4年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。  本日の会議を開きます。  なお、杉浦副管理者から欠席するとの連絡を受けております。  令和4年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会開会に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。  議員の皆様をはじめ、管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町とも定例会を控える大変忙しい時期にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  なお、第6波と言われる全国的な新型コロナウイルス拡大により、現在京都府全域においてまん延防止等重点措置が適用されております。環境の森センター・きづがわは住民生活に欠かすことのできない施設であります。ただいま職員の皆様もコロナ対策に取り組んで日常の運営を行っていただいております。当組合議会といたしましても、行政と連携を図り、組合運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。  さて、本日は4人による初めての一般質問が行われます。  なお、副管理者が新型コロナウイルス感染という事態も踏まえまして、本日は長時間にならないようスムーズな議事運営を進めていきたいと思っておりますので、何かと皆様方にご協力をお願い申し上げます。  それでは、管理者から挨拶をお願いいたします。  管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。  令和4年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。  議員の皆様におかれましては、令和4年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの定例会を近く控える中、公私ご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。  さて、新型コロナウイルス感染状況につきまして、既にご承知のとおりであります。感染力の極めて強いオミクロン株によりまして、木津川市、精華町においても多くの感染者が出ております。まん延防止措置の効果などにより2月半ばがピークとなるのではないかとの報道もありますが、収束時期が極めて不透明な状況であると考えています。  このような中で、廃棄物処理は基幹的な社会インフラとして業務の継続を担保することが求められております。木津川市と精華町のごみ</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>処理を担う本組合につきましても、エッセンシャルワーカーとしての役割を十分に認識し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてこれまで以上に徹底し、業務継続に留意するよう指示をしているところでございます。</p> <p>さて、環境の森センター・きづがわの運転管理に関しまして、去る1月5日から1月17日の間、2炉とも停止をして、クレーン、計量機、電気設備などの定期点検を行いました。また、昨年12月29日から年末年始の休炉期間に入っておりましたので、この定期点検期間を合わせますと20日間、ごみの焼却処理を行っていませんでしたが、年末年始のごみの増加を考慮した運転計画により、ごみの受入れにつきまして問題なく対応している状況でございます。引き続き適切に施設の運転、維持管理に努めまして、可燃ごみの安定した焼却処理に取り組んでまいります。</p> <p>さて、本日ご提案をさせていただきます議案につきましては、事前に配付させていただきました会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定、令和4年度一般会計予算及び組合と木津川市との間における行政不服審査会等の事務委託に関する協議に加えまして、本日配付をさせていただきました職員の給与に関する条例の一部改正の合わせて5件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、現状のご報告などを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程は、お手元の配付のとおり進めてまいりたいと思えます。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、大野翠議員と7番、竹川増晴議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君に不測の場合は、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日2月8日の1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日の1日間に決定いたしました。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>日程第3、一般質問を行います。 一般質問をされる方は4名です。 発言時間は答弁を含め30分以内、回数は3回までであると決まっておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。 それでは、1番目、佐々木雅彦さん。 もう座って結構です。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>では、質問させていただきます。 今回は、大きく1点であります。例規の整備に関して質問をさせていただきます。 まず、(1)としては、会計管理者の補助組織である現金出納員及び現金取扱員が不在の理由を伺いたしたいと思います。 これについては、お願ひしておいたけれども、今日は配られていませんので残念ですけれども、私のいただいている決裁ルートにはこれが存在をしていません。 次に、(2)として、議会事務局の設置根拠と牽制機能の担保の仕組みを伺いたしたいと思います。 (3)として、監査委員事務局の設置根拠と牽制機能の担保の仕組みを伺いたしたいと思います。 (4)として、公平委員会議事規則第4条第2項による傍聴に関し必要な事項が存在しているのか、これは以前の答弁では、議会の傍聴規則を流用するというような、らしきことをおっしゃっていますけれども、であるならば、それをどこかに明記しておかないと、その恣意的運用なんかは認められるはずがありません。この存在について伺いたしたいと思います。 (5)としては、例規には、公表の手段についていろんな情報の、これが公告式条例によるとされているケースがほとんどであります。しかし、現在社会においては、その方法はなかなかそぐわないのではないかと考えています。少なくとも説明責任を果たすべき財務状況公表制度などは、ホームページや市町の広報紙での手段を講じることを提案しますが、いかがでしょうか。 (6)としては、今ではほとんどの自治体で常識的に備わっている管理者、議員、監査委員などの特別職の倫理条例・規定の問題ですが、これを設ける必要があるのではないかと考えています。議員に関しては、木津川市も精華町も議員の倫理条例は既に制定をされている状況でありますので、それをこの組合にも準用するという形でつくれば大きな問題はないと思いますが、その意思があるのかどうかについて確認したいと思います。 以上、よろしくお願ひをいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>

山本事務局長	<p>事務局長でございます。  佐々木議員のご質問にお答えいたします。  出納員については、財務規則に基づき、現在、事務局長及び総務課職員4名を任命しております。</p> <p>なお、ご依頼のありました決裁ルート表の配付については、過日、佐々木議員から組合事務局へ情報提供の依頼がありまして、佐々木議員が作成された決裁ルート表に事務局職員が事務決裁規程や実務の状況を踏まえて起案者等を記入して情報提供させていただいたものでございます。</p> <p>2点目について、本組合における議会事務局体制については、相楽郡西部塵埃処理組合当時から総務課職員が担っており、精華町からの派遣職員で構成されている事務局体制のときからの取扱いを踏襲しております。組合の現状を踏まえますと、総務事務と議会事務に携わる職員を完全に分離して行うことは困難ですが、各職員が行政と議会の二代表制を理解し、業務を遂行しているところでございます。</p> <p>3点目につきまして、本組合の監査委員会の事務体制につきましては、先ほどの議会事務体制と同様に相楽郡西部塵埃処理組合当時の取扱いを踏襲しております。監査委員会の事務体制も議会の事務体制と同様に組合の総務事務に携わる職員と完全に分離して行うことは困難ですが、各職員が行政に対する監査委員の役割を理解し、業務を遂行しています。</p> <p>4点目につきまして、公平委員会事務規則第4条第2項に定める事項について、これまでから特に定めはございません。</p> <p>5点目について、平成30年9月の供用開始から3年を経過し、今後の施設の管理運営における様々な情報発信や啓発等も必要になってくるものと考えております。ご意見としてお伺いさせていただきたいと考えております。</p> <p>6点目でございます。管理者、監査委員に係る倫理条例等につきまして、現状では特段定める必要はないものと考えております。</p> <p>なお、議員に係るものにつきましては、執行部が検討する立場ではありませんので、答弁は差し控えさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>それでは、再質問を行いたいと思います。</p> <p>申し訳ない、お聞きしたことに答えていただけていないので、質問回数が減ってしまうので仕方ないんですが、これは私以外の議員さんは配付されていないので分からないと思いますけれども、以前、通告前に組合事務の流れがどうなっているのか、つまりいろんなものは起案者がいて、それを回して決裁者がいて執行されるというのが簡単な流れですよ。</p>

佐々木議員  
つづき

大半は通常業務なので、それはそれでいいんですが、それ以外の例えば議会事務局機能であるとか、監査委員機能であるとか、今の答弁では共通しての答弁というのは、職員が二元代表だとか、それぞれの役割を理解した上で事務を行っているから問題ないという趣旨の答弁だったわけですね。しかし、職員の意識だけで物事が動くんだったら誰も苦労しないわけです。

つまり今の状態というのは、いわゆるマッチポンプになっておるわけでしょう。執行する側の事務をやっている方がそれを監視する議会や監査委員または公平委員会の事務をする。この辺は横に置いておきましょう。特に監査委員会と議会ですね。これは独立の組織ですよ。にもかかわらずその監視機能も一緒にやるというのは、これは誰がやったって、私がやったって、誰がやったって中立的な処理なんかできるはずがありません。だからそれは整備をすべきということで申し上げているわけでありませう。

順次質問をさせていただきますけれども、会計管理者の補助組織である現金出納員は4人いると。それは事務局の4人だという話でしたが、じゃ、現金取扱員はないということになりますよね。例規を読む限り、現金出納員を任命して、その出納員の所属する部署から現金取扱員が選ばれる。つまり2つの役割を分けているわけですよ。ですよ、会計管理者。それは会計の牽制上の理由からでしょう。4人が4人とも出納員で、4人が4人とも現金を取り扱ってしまったら内部の牽制機能が働かなくなりますよね。麻痺しますよね。ですから、それぞれに役割があって、現金を扱う人は特定をする、それをチェックする人も別の人がいる、その上に一番上というか、会計管理者がいるというのが通常の仕組みですよ。そこを聞いているんです。

まだですよ。だからそういった意味で今の答弁では、現金出納員が4人という答弁でした。現金取扱員はいないという答弁ですよ。この仕組みについてぜひとも会計管理者、この妥当性があるのかどうかについて、これで公正に内部牽制をしながら現金出納ができるのかどうか、これについて答弁を願いたいと思っています。

なおかつ、これ、一貫して関係するんですけれども、ここの定数条例では定数が20人ですよ、最高。20人というのが定数条例の規定です。であるならば、もし少ない職員でできないんだったら、議会の職員、監査委員用の職員を別に準備していればいい話ですよ。20人までにはかなり差がありますよね、現行人数に比べて。逆に何で20人という基礎なのかが問われるわけですよ。例えば5人でできる、6人でできる、7人でできるのであれば、定数を20まで伸ばす必要はないですね。例えば8だったら10でいいわけですよ、定数条例は。将来必要だったら条例を変えられますから、足らなくなったら定数を増やしたほうがいいんですけど、20人ですよ、今、定数条例は。つまり20人必要だという意識があるから20人なんですよ。だったら少数で兼務を避けようと思ったら人数を増やせばいいじゃないですかということになるわけですよ。兼任かどうかは別にしてという話なんですよ。その点について、まず第1点目の会計管理者のこう

佐々木議員  
つづき

いう会計上のいろんなことが起こり得ないことについても確認をしておきます。

2点目に関しては、これは議会に関することというのは、業務分掌にあるんですよね。例規集76ページに書いてありますけれども、ただこれは基本的に管理者の権限に属する事務です。つまり管理者が議会に関する事務、つまり議会に出す議案を作るとか、また議会を招集する事務だとか、これについて業務分掌があるんですよね、それは当然でしょう、あるでしょう。

私が指摘しているのは、そうじゃなしに、議会事務局の設置根拠がないんじゃないのかと言っているんです。ちなみに城南衛管には議会事務局設置条例がちゃんとあります。本組合にはありません。ですから、議会事務局の設置根拠がないのに、じゃ、誰が議会事務局員になることも決まってないわけですよ。つまり今のままだと事務局員イコール、管理者の執行事務をする事務局員イコール、議会事務局員というまたへんてこな状況が起こりますよね。こんな公正な運営ができるはずがない、誰がやっても。私は個人を批判しているわけじゃないです。仕組みを批判しているんです。

ですから、この点の、もう一遍聞きますよ。聞いているのは議会事務局の設置根拠ですよ、あるのかないのか。なおかつさっき申し上げましたように、職員の意識だけで牽制機能が担保できるんだったら誰も苦労しませんよ、そんなの。世間では今まで起こっている、不祥事なんか起こるはずがないじゃないですか、職員の意識でできるんだったら。株式会社だって社長と監査委員が一緒でも、その職員の意識でとなっちゃうでしょう。あり得ない、そんなことは。そういう点でこの設置根拠も再度明確にさせていただきたいと思います。

3点目は、監査委員もほぼ同じような趣旨ですけれども、監査委員の事務局設置規定はありませんよね。ありませんよね。木津川市の本体には監査委員条例があって、その第3条で事務局設置条文があります。そして木津川市の職員定数条例の中で監査委員事務局は3人という規定があります。きちっと根拠があるんです、人数も含めて。この設置根拠はあるんですかということを確認しています。同じように牽制機能はどうやって担保するんですかということを知っているわけですから、再度お願いをしたいと思います。

4点目の公平委員会の関係ですが、答弁がよく分からなかったんですけども、以前のここのやり取りでは、議会の傍聴ルールに準じるみたいな発言をされていますよね。今の今日の答弁違いますよね。だからこれで質問回数を潰すのはもったいないんですけども、このルールは今ないですよね。ないけれども、議事規則の第4条第2項には傍聴に必要な事項を定めるというふうに書いてあるわけだから、これがなかったら事実上傍聴ができないということになりますよね。

ですから、さっき申し上げた議会事務局の設置根拠、監査委員事務局の設置根拠、それから今の公平委員会の議事規則、これに対してはないんじゃないで率直に今から作りますと言ってもらったら結構ですけども、今のままいくんですかということですよ。きちっと例規上はつき

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>りさせるべきだというのが今の質問ですので、その点を明確にお答え 願いたいと思います。</p> <p>(5)の公告式条例については、別に法令上これでやるのは別に問 題ないんですけれども、もう一個の目的としては、法令上明確にする ということと、一方で、組合のやっていることをしっかり皆さんに理 解してもらおうということがあるわけでしょう、いろんな情報の発信と いうのは。事務的な公表はいいけれども、例えば中身だとか、処理量 だとか、またはこんなふう処理したらもっとよくなるか、見学に 来た人に対する説明だとか、そういった中身というのはいろんな方法 で発信したらいいと思っているんですよ。</p> <p>幾つかの関連する事務組合のホームページを見させてもらいました けれども、例えば中にはお子さん向けのごみの問題を分かりやすくイ ラストを入れて説明しているホームページもありました。ですから、 そういった意味での情報発信の手段に関して、また別の議員さんの質 問もあるかもしれませんが、できたらもうちょっと皆さんが分か るような状態で発信をできないかということですので、もし具体的 に考えておられるんだったらお聞かせを願いたいと思いますけれど も、一般論としてやっているところがあつたらそれはそれでまた検討 をお願いしたいと思います。再確認をさせていただきます。</p> <p>最後の6の件ですけれども、つまり今の答弁をお聞きすると、管理 者、副管理者は悪いことをするはずがないという考え方に立った答弁 ですよね。繰り返しますが、全国津々浦々100%そんなことはない わけです。特に犯罪を犯したらあかんと言っているわけじゃないで すよ。犯罪を犯したら犯人だから。こうなつたら、法律違反だから。 そうじゃなしに倫理条例というのは、例えば口利きとか、様々なそう いった政治的立場を利用した圧力ですよね。中身にもよりますが、全 部が全部法律違反ではありません。けれども、政治家としてやっては ならない分野があるわけですよ。それを自主的に規制しているのが全 国にある政治倫理条例ですよね。首長側も議会側も大体あるのが多い んですけども、繰り返しますが、木津川市も精華町も議員の倫理条例は あります。なぜ管理者としては、私は100%善人だと。既にこれは 国の政府の段階でも問題になっていましたよね、忖度という言葉で。 本人は言いたくなくても、事務官が忖度してそんなむちゃくちゃなこ とをやったわけですよ。記録を改ざんするとか、破棄するとか、そう いうことを防ぐためにもやはり倫理上律すべきやと思うんですけれ ども、今の答弁だと管理者、副管理者は悪いことをしないという前提 の答弁です、必要ないということだから。検討もしないということ でしょう。それが現在の立場と言うのだったら、管理者が責任を持って 答弁をしてください。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>

山本事務局長

事務局長でございます。

まず、1つ目の現金出納員の関係でございます。

出納員の任命状況につきまして、これにつきましては平成22年度に組合のほうで管理者決裁を受けた上、取り扱っている内容でございます。決裁の内容につきましては、本組合の会計事務につきましては、地方自治法の規定によりまして会計管理者の権限とされておりますけれども、本組合の事務局は必要最小限の体制での事務局で対応しているところでございます。この少人数の中でやっていくことにつきまして非常に困難な状況であるというところでございますが、会計管理者につきましては、特に管理者の団体の会計管理者が併任をしているというところでございますので、会計管理者が組合のほうに常駐しているというわけではございません。そういった意味で組合事務所内での現場で取り扱う手数料の現金取扱い、保管、会計管理者のほうに事故がある場合の対応ということにつきまして、複数人で会計の出納員を対応していくということで決裁を得ているところでございます。これにつきまして、総務課職員が出納員ということで複数体制で対応していくということを平成22年度からやっておりますので、現時点におきましても、そのことを踏襲しているところでございます。

それと、先ほど定数条例の関係で20名という話が出てきておりましたけれども、これは以前、定数条例を改正するときに説明もさせていただいたと思いますが、この当時、組合の運営につきましては、この環境の森センター・きづがわの供用開始の準備でありますとか、今後、打越台環境センターの撤去に関するような事務が出てくるということがございましたので、当時の定数では足りないだろうということで、そういったことを踏まえて20名としたものでございますので、そういったところから現在環境の森センター・きづがわにつきましても、運転管理のほうにシフトしてきておりますし、打越台環境センターの撤去につきましても一定終わっているところでございますので、今後、定数条例についての適切な人数については検討する必要があるかというふうに考えておりますのでというところでございます。

それと、議会事務局の設置根拠というところでございますが、議員もご承知かと思っておりますけれども、議会事務局の法的根拠につきましては、条例によりまして事務局を置くことができるということになっておりますので、必ずしも議会事務局を置くことが求められているものではございません。ただし、事務局を置かない市町村の議会につきましては、書記長でありましたり、書記の職員を置くということで、総務課職員がそういった任務を兼務することにつきましては、特に法的には問題がないというふうに考えておりますし、これまでより総務課職員が議会の書記等を兼務することを前提に組合運営がされておりますので、現時点においてもその取扱いで運用をしているというところでございます。

監査委員の事務局体制につきましても同様でございます。

公平委員会の傍聴規定につきましては、あるのかないのかというご質問でございましたので、現時点ではないというところで答弁をさせ



<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ていただいたところでございます。当然公平委員会の傍聴につきましては、公平委員会の委員の方とも調整しながら進めていくことが必要になってまいりますので、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、5点目の情報公表につきましては、ご意見としてお伺いしていきたいというふうに思っております。</p> <p>また、倫理条例と倫理規定についての取扱いでございますが、近隣の組合等にも確認しておりますけれども、管理者、議員、また監査委員、そういった委員に対する倫理規定、倫理条例的なものについては制定されておられませんし、そういったところについては十分承知の上しているところでございますので、特段、現時点においては定める必要がないというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>残り時間あと6分51秒です。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>議長に3回目の質問だけでも申し上げたいのは、一般質問通告書に答弁者指名欄がありますよね。精華町ないんだけど、これは木津川市があるから多分書いてあるんでしょう。書きました。全然違うじゃないですか。指名したって全然答弁しないじゃないですか、何ですか、この運営は。ばかにしているんかい、議員を。書かせておいて答弁しない。どういうことやねんということですよ。</p>
<p>森本議員</p>	<p>ちょっと言いすぎや。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>いえ、もっともな意見です。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>何のためにこの通告書があるんですかとなりますよ。もう質問に戻りますね。後で相談しましょう、この変なやり方。</p> <p>戻りますけれども、今の答弁を聞いていると、いわゆるまともに答えてくれてないんですよ。もちろんおっしゃったとおり、事務局職員の一部をやることはあり得る、監査委員も、事務局も、議会も。そういうことを私は否定してないんです。けれども、ちゃんと条例を設置してこの組合に議会事務局機能も監査事務局機能もあるよということを宣言した上で併任辞令を出せばいいじゃないですか。管理者からは事務局の辞令を出す、そして議長からは議会事務局員の辞令を出す。それが普通ですよ。</p> <p>だからちゃんと任命権者から辞令をもらったら、その職員はさっき局長がおっしゃったように管理者の下、仕事をしているというのは、</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>管理者に従ったらいし、議会事務局としての仕事をしているときは議長の命令に従ったらいわけですよ。だから明確にしましょうと言っているんですよ、立場を。第1答弁であったみたいに意識で何とかなりますじゃなしに、明確に職員に対してあなたは今は管理者の部下ですよと、今は議長の部下ですよということを明確にしてやれば、局長おっしゃるようにその時間を分けてやればいいんだから意識になりますよね。今ないでしょう。議会事務局も監査委員も設置条例がないんだから辞令が出てないですよ、多分。出ていたらおかしいでしょう。つまり法令上は監査事務局も議会事務局もないということなんですよ。ないということなんですよね。今の答弁おっしゃるとおりです。法律は必置じゃないからつくらんでもいいとおっしゃったわけでしょう。だからつくらんでいいという法律の建前に基づいてないんですよ。ないということは、今は管理者の部下としての義務しかないんですよ、今は。けれども、第1答弁で意識したらできるとおっしゃったんです。こんなんあり得ない。法的根拠がない仕事をやるんですか、そしたら。法的根拠がない仕事をやるという変な話ないですよ、公務員が。だからちゃんとルールをつくりましょうと、規定をつくって。ということを提起させてもらっているんだけど、それに一切答えようとしなないわけですから、これはまた議長会とかいろんなところに照会をしたいと思いますので、この件はこれ以上はいいですけども、今の第2答弁、もし変えられないんだったらもう答弁は、3番までは結構だと思います。</p> <p>4点目の公平委員会議事規則に関しては、これ、第2質問でも申し上げましたけれども、ルールがないということは事実上判断できないから、傍聴人に対して、例えば退室だとか、許可だとかいうことを言う根拠がないということですよ。</p>
<p>高味議長</p>	<p>残り3分です。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それでいいのかどうかという問題ですよ。それを放置するのかどうかについて確認したいと思います。</p> <p>3点目は、公告式はまた考えてください。</p> <p>最後の件、これは管理者答えてくださいよ。管理者は絶対悪いことはしない、パワハラはしない、忤度もさせない、誰がそれを保障するんですか。どういう規定にしたらそれが動くんですか。私ら議員の倫理条例があるから、倫理条例の判断基準に従って動いています。やっちゃっていいこと、あかんこと。それはみんな考えてつくったルールです。だから守ろうという話になるんです。</p> <p>管理者が変わったとたんに基準が変わったら困るんです。だから全国的には倫理条例があるんです。近隣組合はないとおっしゃったけれども、あくまでも一部事務組合というのは市町村が持っている事務の一部でしょう。ということは、市町村本体に相当あるのに、その一部</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>やっているとこがないというのは、それは理屈にならないですよ。最後、明確に管理者、要らない理由を教えてください。 以上、お願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 先ほどから佐々木議員のほうから議会事務局の設置根拠等、法的な取扱いについてのご話でございます。これにつきましては、これまでからも申し上げていると思っておりますけれども、従来の組合の事務でありましたり、条例なりを踏襲して今現在組合運営をしているところでございますけれども、いろいろな指摘をいただいておりますので、この条例等につきましては、もう一度全て点検をし、必要な見直し等がありましたら改めて検討し、提案させていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>残り1分。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>あと倫理規定の関係でございますけれども、私が申し上げているのは、それぞれの構成市町のところにあるから組合に必要がないということで申し上げているものではございません。現時点におきまして、この組合のところで管理者、また監査委員、そういったところの倫理規定、倫理条例については設置する考えはないということで申し上げたところでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>これで佐々木議員の一般質問は終わります。 続きまして、2番目、宮嶋良造さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>木津川市の宮嶋良造です。 組合のホームページの充実をと題して、以下のことを管理者に問います。 1つ、組合ホームページにあります管理者のご挨拶、施設竣工時の挨拶がありますが、これに加えて管理者や副管理者による可燃ごみ減量の呼びかけなど、今の必要な事項も加えるべきではないでしょうか。 2つ目、ホームページの具体的な改善点を提案していきます。 1つ、施設建設の経過が分かるページを作ってはどうか。 木津川市のホームページの該当する部分があります。これを張りつけ</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>ることでもいいと思いますが、建設の経過等が分かるページを作ってはどうか。</p> <p>2つ目は、組合議会のページ、例えば議会日程や議会の傍聴の方法、議会の議決結果、会議録などを作る必要があります。この部分は議会で必要な内容を決めて進める必要があるかと思いますが、組合議会のページが必要だと思います。</p> <p>3つ目は、組合の予算や決算の内容または監査結果のページ、これも必要ではないでしょうか。</p> <p>4つ目は、見学案内、今もありますが、これを充実させることが必要です。見学の実績や見学の様子、写真なども加えて紹介してはどうか。</p> <p>5つ目は、収集した可燃ごみの現状を市民、町民の皆さんにお知らせをするということです。例えば可燃ごみ以外のごみの混入などの状況がどうなのか。市民や町民が改善すべき内容があるとすれば、それらを啓発する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>6つ目は、入札結果を紹介するという事です。</p> <p>7つ目は、構成市町のごみの関連する部分、ホームページ、これへのリンクを作ると。今あるのはそれぞれ精華町、木津川市のホームページのトップへ行くというだけになっておりますので、ごみ関連のページへのリンクを張る必要があるのではないのでしょうか。また、逆に精華町や木津川市から本組合のホームページへ分かりやすいリンクを張るということも必要ではないかと思います。</p> <p>以上、お答えください。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>宮嶋議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>1点目でございます。本組合につきましては、構成市町の区域内で発生する可燃ごみを処理する環境の森センター・きづがわの管理及び運営に関する事務を行うものであることから、ホームページにつきましては、それらの事務を中心として情報提供する手段として活用しております。</p> <p>平成30年9月の供用開始から3年が経過をし、今後の施設の管理及び運営に係る情報発信や啓発なども必要になってくると考えておりますので、令和4年度におきましてホームページの更新を予定しております。その際に検討させていただきたいと考えております。</p> <p>次に、2点目についてでございます。①から③の内容につきましては、検討したいと考えております。</p> <p>なお、組合議会や監査結果等につきましては、議会や監査委員の皆様にもご相談をさせていただき、整理することが必要と考えております。</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>④の見学に係る写真の掲載につきましては、被写体ご本人様の承諾など、後に問題等が発生することがないように留意をする必要がございます。ご提案の趣旨を理解し、魅力あるホームページづくりに努めたいと考えております。</p> <p>⑤番の収集ごみの現状につきましては、木津川市からのごみ組成調査結果の情報提供や事業系ごみの抜き打ち調査による展開検査を実施している限りにおきましては、特段不燃物や危険物の混入はありませんが、ごみの中には番線状の金属類など、施設の運転に支障を来すものがありますことから、構成市町とも連携して情報発信や啓発等に努めたいと考えております。</p> <p>⑥の入札結果の紹介につきましては、木津川市の例を参考に検討したいと考えております。</p> <p>⑦の構成市町のホームページとのリンクにつきましては、構成市町と協議をし、改善に努めてまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>再質問を行います。</p> <p>今回、組合のホームページの充実ということを取り上げました。この環境の森センターができてまだ日が浅いわけではありますけれども、既にこうした環境施設の運営をしているホームページというのはいくらも存在しております。それらを参考にすればそんな難しい話ではないし、今の状況の中でやはりホームページというものが多くの方々に見ていただけるものだろうと思います。ただ、見ていただく魅力のあるものにする必要もあろうかということで質問をさせていただきました。</p> <p>具体的には、1つ目の問題については、令和4年度に更新をするということですので、そのときに検討いただきたいと思います。</p> <p>それで①から③についてもご答弁いただきました。議会のページ等は、それこそ我々自身その内容を決める必要があるかと思っておりますし、そのことによってよりよいものができるのだろうというふうに思っております。</p> <p>見学についてですけれども、今、コロナ禍の状況の中でなかなか現場、このセンターに来ての見学は難しいかも分かりませんが、例えばホームページで見学といいますか、ごみ焼却の様子を動画にして見ていただくことはある意味やりやすい方法かとも思います。そうした実際の焼却の過程、ごみ搬入から最後のところまでどうなっていくのかということを見ていただくような動画を作ることも一つの方法かというふうに思います。</p> <p>あとの問題についても、全体として改善をするという趣旨でご答弁をいただきましたので、引き続きそれらは見守っていきたいというふ</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>うに思います。</p> <p>何よりも今大事なことは、多くの方が苦勞されて作り上げたこのセンターを多くの市民、町民によってこれからも支えていただくということだろうと思います。そのために分かりやすいホームページでセンターを知っていただくということになろうかというふうに思います。</p> <p>また、今課題になっているごみの分別や減量、これを進める力にもなると思います。ぜひそういう方向でお願いをしたいと思っております。</p> <p>今、再質問、具体的なところでは、見学の問題だとか、それからホームページの重要性について述べさせていただきましたが、改めて付け加えることがあればお答えをいただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>宮嶋議員からの一般質問につきましては、昨年の決算時にも同様のご意見をいただいているところでございます。それを受けまして令和4年度にホームページを改善していきたいということで、後ほど提案させていただきます令和4年度の予算案のところにもそういった経費につきまして盛り込ませていただいているところでございます。</p> <p>議員のほうからおっしゃっていただきましたように、この施設を多くの市民の方に支えていただくためには、まず施設を理解いただくこと、そして安定稼働に努めているということにつきまして、きちっと情報発信をしていくことが何よりも大事だというふうに考えております。地元の皆さん方だけではなく、広く市民の方、木津川市民、精華町民の方にご理解いただくことが大事だということで考えておりますので、ホームページの充実につきましては検討していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、構成市町とのホームページのリンクにつきましては、去る1月24日に担当課長会議を開いた際に改めてホームページのリンクについて協議をし、改善を図っていこうということで構成市町とも確認をしたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で一般質問を終わります。</p>

高味議長	宮嶋良造さんの一般質問は終わりました。 続きまして、3番目、竹川増晴さん。
竹川議員	<p>竹川です。</p> <p>このごみの問題というのは、ご存じのように世界的にも日本でも環境問題の一番中心的な問題になっています。私は、今回は特にプラスチックごみに絞って質問をさせていただきます。</p> <p>平成30年からプラスチックが燃やすごみとして収集することになりました。私は精華町に30年以上住んでいますけれども、これは住民にとっては大きな取組だと思っています。それまで細かく分別していくということによりやく慣れてきたということなんですけれども、ある一定のかなりのプラスチックが燃やすごみとして収集することになったということは、住民の中でも大きな話題にもなりましたし、私も今、精華町桜が丘のほうで自治会の役員をしていますけれども、話題に出る中の大きな話題の一つです。</p> <p>打越台環境センターでは焼却処理できなかったプラスチックごみが焼却処理可能になったということが、要するにかなりのパワーがあるということでこういうことができたんだと思います。今、1つには住民から喜ばれてはいるんですが、一方で、プラスチック、基本は石油、原油から生成されていますので、きちっと燃やせば水と二酸化炭素に分解できるわけですけれども、プラスチックの中には有害物質も含まれていますし、なかなかきちっと処理しにくい厄介なものだとなっています。この本センターの機械や配管を腐食させないかなどの不安もあります。</p> <p>そこで、2点伺わせてもらいます。</p> <p>家庭系ごみ、事業系ごみで可燃ごみ、不燃ごみ、それぞれの中のプラスチックごみの含有率というのはおよそ何%なのでしょう。</p> <p>2つ目は、これまで燃やせないごみ、燃やさないごみで出していたビニール、プラスチックごみを燃やすごみにした品目、これは1から7、7品目あるんですけれども、その中のプラスチックごみの種類でいうとどういうものに当たっているのでしょうか。例えばPE、LDPEなどあるんですけれども、それについて答弁をお願いします。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>竹川議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>1点目でございます。組合では焼却処理という観点から、水分、可燃分及び灰分の3成分の割合と水分を取り除きたいいわゆる乾物基準による6種類の組成調査を年4回実施しております。</p> <p>このごみ質調査におきましては、ごみピット内のごみを抽出して行</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>っておりますので、ご質問にある家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれに含まれるプラスチックごみの含有量は調査をしておりません。</p> <p>なお、本組合で処理するごみは、粗大ごみを除く家庭系可燃ごみ及び事業系一般廃棄物ですので、ご質問の事業系の不燃ごみは、そもそも本組合の処理対象外であることから把握をしておりません。</p> <p>2点目につきまして、本組合では、家庭系ごみのプラスチック類のうち、ビニール・プラスチック容器包装以外のいわゆる廃プラスチック類について可燃ごみとして取り扱っております、プラスチック類の組成により区分はしておりません。</p> <p>可燃ごみの対象物につきましては、環境の森センター・きづがわの稼働に合わせまして構成市町と組合で調整をしておりますが、個別具体の分別につきましては、各構成市町で判断されるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>適当に持ってきたんですけれども、ペットボトルを出すときには皆さん剥がして洗って出しますよね。ここに三角形でPET1とか書いてあるんですけれども、日本の場合、大体1がかなり多いんですけれども、皆さんこういうところら辺はすごくよく注意しているんですね、興味があって。興味というところがちょっと失礼なんですけれども、だからこういう中で一気に燃やすというところと、やはりかなりビニール、プラスチックの中には有害な物質も当然含まれていますので、そういうものに対して、地球環境に対してセンターがどのように対応しているのかというのは皆さん非常に興味を持っているんですね。なのに調査をしていない。</p> <p>私はおよそでいいから教えてほしいというふうに聞いているのは、やはりそういう調査をやってほしいと、およそでいいのでまずはやってほしいという意味だったんですけれども、調査をしていないとか、(2)でいうと区分はしていない、各市町にお任せしているという答弁なんですけれども、やはり現場であるセンターとしては、一体どうなっているのかというのを専門家に来ていただいてそれぐらい調査はできるわけですから、そういう調査をやろうという検討をするということは考えているんでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>今ご質問ありましたプラスチックの含有率の関係ですけれども、こういったことについての調査方法につきましては、環境省のほうから</p>



山本事務局長 つづき	<p>一般廃棄物処理事業に関する指導に伴う留意事項ということで通達が出ているところでございます。それに基づきまして焼却処理場で必要なごみ質調査はしているというところでございますので、今おっしゃっていただいたような個別具体の調査、そういったところにつきましてはすることは考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>先ほど来、そういうホームページの充実という質問もありましたけれども、皆さん本当にこの問題は関心を持っている、意識の高い、若い世代にしても環境問題は一番意識が高いわけですから、ホームページを見たときに、こういうふうなものを燃やしているんだなど、また施設としてはこういう対策をしているんだなどというのを本当に知りたがっているんですね。ですから、ホームページを充実させていくという中で、1つにはセンターとしても啓蒙していくという姿勢も大事ですし、こういうことを調べて、そしてホームページも載せていくと、大体こういうプラスチックの種類でいうとこういうのが多いですよと、こういうのを処理していますよと。そしてこういうふうな対策をしていますよということを実践していく中で、調べないとまず分からないと思うんですね。何も調査もしていない、区分もしていないというだけだったら非常に話も抽象的ですし、ぜひ厳密にということまで私は言っていないので、やはりきちっと専門家も入れて調査してもらって、そして現在こういう状況ですということは今後ぜひ検討していただいて、ホームページにも載せてもらい、充実させてもらいたいと思うんですけれども、検討する気持ちは一切ありませんか。それとも検討は考えているんですか。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>先ほど答弁させていただきましたように、ビニール・プラスチック類のこういった品目が入ってきているのかということでございますけれども、プラスチックにつきましては、議員もご承知かと思っておりますけれども、大きくは24種類の組成に分類されます。そういったものがこういった分類の割合で入ってきているのかどうかにつきましては、私どもの組合で調べる必要はないというように考えております。</p> <p>構成市町のほうでビニール・プラスチック容器包装であったり、プラスチックの収集、そういったところでこういった品目があるのかなのかにつきましては、構成市町で必要というのであればそれぞれの構成市町の中でごみの組成調査を行い、調査されるべきものというふ</p>

山本事務局長 つづき	うに考えておりますので、本組合に必要な調査についてはする考えはございません。 以上でございます。
高味議長	これで竹川増晴議員の一般質問は終わります。 続きまして、4番目、大野翠さん。
大野議員	<p>6番、大野翠です。一般質問通告書に基づきまして、一般質問させていただきます。</p> <p>大きな1番、稼働率とCO<sub>2</sub>の排出についてですけれども、日本には世界全体の3分の2ほどの焼却場があります。そのために1か所の焼却場の容量に対する実際に焼却するごみの量は非常に低いという稼働率の低下を招いています。稼働率が低ければ低いほど投入エネルギーにロスが生じ、日本全国の焼却施設の平均的な稼働率は五十数%ほどとなっております。</p> <p>では、稼働率が低いことで引き起こされる問題とは何か、それは投入エネルギーのロスと無駄なCO<sub>2</sub>の排出です。当センターでは、余剰電力を売電しており、1炉だけでは運転必要電力を賄えるかどうかというレベルでありまして、2炉運転をすればするほど余剰電力が増えるということではありますが、当センターにおいて1号炉と2号炉の稼働率はどうなっていますか。また、それによるCO<sub>2</sub>の排出はどうなっていますか。</p> <p>大阪広域事務組合のホームページには、サーマルリサイクルの取組として、ごみの焼却の際に発生する高温燃焼ガスが持つ熱エネルギーによりボイラーにて蒸気を作り出し、発電及び熱として利用しているということが掲載されておりました。ごみ焼却工場では、ボイラーで作った蒸気を工場内の暖房や給湯に利用するとともに、蒸気タービン発電機で発電し、工場の運転に利用しています。</p> <p>また、近隣施設への蒸気供給によって近隣の温水プールの施設に利用されていたり、電気事業者への電気の売却を行い、エネルギーの有効活用に努めておられたりしています。当センターにおいてサーマルリサイクルとして何に取り組んでいるのか伺います。</p> <p>大きな2番、2つ目です。ごみ処理広域化によるデメリットについて伺います。</p> <p>ごみ処理広域化によるメリットとしては、施設の統合・集約化によって施設規模が大きくなるために、スケールメリットによって単独施設を複数整備するのに比べ、施設建設費や維持管理費の削減ができます。また、環境面においても、施設の統合・集約化によって施設規模が大きくなり、大規模な発電設備の設置が可能となり、これにより効率的な発電により発電量の増加ができます。そして発電量の増加により二酸化炭素発生量削減に寄与するなど、環境への影響を低く抑えることが可能となります。</p>

<p>大野議員 つづき</p>	<p>しかし、デメリットとして、運搬コストの増加、排気ガスの増加が言われています。運搬距離の増大によって運搬効率が悪化し、ごみ運搬車に投入する燃料、これはガソリンやLPガスなどが増えます。その燃料代によって従来よりもコストがかかると言われています。そして排気ガスの増加ですが、運搬コストと同じ理屈によって運搬車によって排出される排気ガスが従来よりも増え、環境に対する負荷が増加するとのことでありますが、当センターはこの2つのデメリットに該当するでしょうか。</p> <p>また、ごみの収集段階において構成市町の排出区分や収集形態が統一されていない場合、処理後の資源回収が非効率となる場合がありますが、当センターにおいてどのように統一を図っているのか伺います。</p> <p>最後、大きな3番です。有害物質について伺います。</p> <p>ごみ焼却炉によるダイオキシン類排出量は、国内総排出量の8割から9割を占めています。現在は従来問題とされてきた硫黄酸化物、酸化水素あるいは窒素酸化物といった物質から微量汚染物質と言える有機塩素化合物や重金属に移ってきました。しかし、ダイオキシン類に対する対策が窒素酸化物抑制と矛盾する点もあります。</p> <p>そこで、当センターにおける廃棄物の焼却に伴う有害物質の発生とその対策について伺います。よろしくお願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>1点目の1つ目でございます。本施設供用開始後の平成30年9月13日以降において、平成30年度の稼働率でございますが、1号炉が80.5%、2号炉が79.5%、令和元年度の1号炉が73.5%、2号炉が71.9%、令和2年度の1号炉が74.5%、2号炉が80.8%でございます。</p> <p>2点目につきまして、施設から排出される二酸化炭素の量については測定をしておりませんが、ごみの焼却に当たっては完全燃焼に努めており、ごみ焼却に伴うCO<sub>2</sub>の排出量につきましては、ごみに含まれるプラスチック量には関係いたしますが、焼却炉の稼働率により増減するものではございません。</p> <p>3点目でございます。本施設におきまして蒸気タービン発電機による発電に利用しており、施設への電力供給と余剰電力の売却により歳入確保に努めております。</p> <p>2問目の1点目でございます。環境の森センター・きづがわは、木津川市合併時の木津町、山城町及び精華町との間の覚書に基づきまして、相楽郡西部塵埃処理組合の枠組みを維持した上で木津川市が施工主体となり建設されたもので、組合はその運営管理を担っております。</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>この環境の森センター・きづがわの建設に当たりましては、用地選定時から木津川市から組合及び精華町に対しまして節目節目に情報提供等を行い、取り組まれておりますが、木津川市域での建設を前提としておりましたので、打越台環境センターへ搬入する場合と比較をいたしまして、収集地域によっては運搬距離が当然変わるものでございます。したがいまして、ご質問の環境の森センター・きづがわの建設に伴う運搬コスト等の増加に関しまして、本組合が直接関係するものではございません。</p> <p>2点目につきまして、本組合につきましては、木津川市と精華町の家庭系可燃ごみと事業系一般廃棄物を共同して処理するための組織でございます。本施設で処理する家庭系可燃ごみの範囲につきましては統一しますが、構成市町におけるごみの排出区分や収集形態につきましては、それぞれの構成市町において検討されるもので、本組合の業務として直接関わるものではないことから、答弁を差し控えさせていただきます。</p> <p>3問目につきまして、本施設は各種法令等の基準を満たすよう、公害防止や排ガス処理設備機能を有するよう設計をし、整備した施設でありまして、排ガス等については日々の連続測定を踏まえた温度管理と薬剤処理などにより適正に処理をしております。また、各種法令等に基づき定期的に測定をしており、供用開始後、これらの測定値が基準を超過したことはございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>大野さん。</p>
<p>大野議員</p>	<p>では、再質問をさせていただきます。</p> <p>大きな1番、1つ目ですが、今、稼働率が70%から80%、多いときで100%を超えているんですけども、この稼働率を維持するために取り組んでいることまたは取り組まなければならないことは何かありますでしょうか。</p> <p>2つ目、CO<sub>2</sub>の削減のために取り組んでいることは何かセンターとしてありますか。</p> <p>3つ目、サーマルリサイクルの取組により当センターが得る利益があると思いますが、それはどのようなことが挙げられますでしょうか。</p> <p>大きな2つ目の質問ですが、平成30年10月1日からごみの収集区分の変更が行われ、竹川さんがおっしゃっておりましたけれども、今まで燃やさないごみとして分類されていたものが燃やすごみになり、市民、町民にとっては大変便利になったと感じておりますが、その区分変更になった経緯についてもう一度教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>

高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>再質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず、1つ目の稼働率を確保するためというところでございますけれども、この焼却施設につきましては、設計当時から年間280日の稼働を標準として設計しているものでございます。定期点検でありましたり、日々の確認等がございますので、1年間を通じてそれぞれ大体280日程度の稼働で設計をしているところでございます。現時点におきましては、おおむねそれに似通った稼働率となっておりますので、適正にごみ処理を計画上盛り込み、取りかかっているというところでございます。</p> <p>また、CO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいることは何かというところでございますが、そもそもCO<sub>2</sub>が発生する原因といたしましては、プラスチック類に入っている化石燃料、これによりましてCO<sub>2</sub>が排出されるというところでございますので、CO<sub>2</sub>の削減に取り組むということよりは、その完全燃焼に努め、有害な物質を出さないような対策で排ガスを処理するというところがこの組合としては主たる目的となっております。</p> <p>また、サーマルリサイクルの利益というところでございますが、発電に利用しておりますので、その余剰電力、これを売却することによりまして余剰電力の売却益がこの組合の利益として入ってまいります。決算、また予算上でも計上しておりますけれども、現状でいいますと、年間おおむね3,200万円程度の余剰電力の売却益があるものということで進めているところでございます。</p> <p>また、ごみの区分の変更された経過でございますが、これにつきましては議員もご承知かと思っておりますけれども、打越台環境センターにおきましても以前はプラスチック類も燃やしておりました。これにつきまして、プラスチックを燃やすことによって焼却炉の温度が上がるということでもありますとか、そのことによって打越台環境センターの寿命といいますか、耐用年数が非常に制限されるといったようなこと、また、構成市町のごみ量が増えてきているということから、一旦、プラスチック類につきましては民間施設のほうに委託をしたところでございます。ただこの民間施設で委託した後どうなっているのかといいますと、焼却処理をしたり、助燃材料として燃やしているところというところがございますので、結局のところ構成市町で集めた、これまで民間で委託したものにつきましても、焼却処理をしているというところがございますので、そういったものにつきましては、構成市町の中で域内処理の原則に基づいて処理をしていこうということで、当初から廃プラスチック類につきましては焼却処理をすることを前提にこの施設を設計したところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

高味議長	大野さん。
大野議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>いろいろな取組について今確認をさせていただきました。これからもセンターにおいてよい取組をたくさん取り入れていただいて、焼却処理を続けていただきたいと思います。私もさらに勉強を重ねてまいりますので、また質問をさせていただきます。</p> <p>以上で終わります。ありがとうございました。</p>
高味議長	<p>以上で一般質問を終わります。</p> <p>ただいまから10時50分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:39)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10:50)</p> <p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第4、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
河井管理者	<p>議案第1号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>本組合の会計年度任用職員の給与につきまして、京都府の最低賃金引上げに対応するため、所要の改正をするものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第1号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号は、管理者の提案趣旨説明のとおり、本組合の会計年度任用職員の給与について改正をするものでございます。</p> <p>本条例につきましては、条例の制定時にもご説明をいたしました。が、組合の構成市町のうち、木津川市の会計年度任用職員の給与等に関する条例を準用して制定をしております。木津川市では、令和3年度の京都府の最低賃金引上げ状況などを踏まえまして、去る11月2</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>9日に開会されました木津川市議会定例会にて本組合が準用している条例の一部改正案が提出され、可決をされました。現在、本組合においては、会計年度任用職員はいませんので影響を受ける職員はいませんが、木津川市における条例改正を受けまして、本組合におきましてもこれに準じて京都府の最低賃金を下回ることがないように改正するものでございます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。 竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>今現在会計年度任用職員はいないということですが、表を見せていただいたときに給料月額となっていますので、最低賃金の引上げに伴いまして一体時間給幾らで計算しているのかというのを分からないものですから、改正前は時間給幾らで計算して、今回の改正では時間給としては幾らで計算しているのか教えてください。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 報酬単価の目安といたしまして、時間単価で換算いたしますと、現在1時間当たり954円の単価となっております。これに対しましてこの改正によりまして975円に改正になるというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。  (なしの声)  なければ質疑を終わります。 討論を行います。  (なしの声)  なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めま</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>す。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第2号、木津川市精華町環境施設組合管理者等の賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本組合の管理者等の損害賠償責任の一部を免責することに関し、構成市町の取扱いに準じて、必要な事項を定めるための条例を制定するものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第2号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>構成市町におきましては、議案第2号と同様の条例が既に制定されておりまして、その一部免責の割合につきましては、議案書の最終ページに記載の参考資料のとおりでございます。本組合の事務につきましては、本来それぞれの構成市町が行う一般廃棄物処理のうち、可燃ごみの処理を共同して行っているものですので、本組合の管理者等に係る免責割合につきましても、構成市町と同様に地方自治法施行令第173条の規定に基づき、損害賠償責任を負った場合の免責割合につきまして、基準給与額に管理者6、副管理者または監査委員4、公平委員会の委員2、組合の職員1を乗じて得た額を控除して得た額について免責とするものでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。本件に関し</p>



<p>高味議長 つづき</p>	<p>ましては、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、議決をするときはあらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないことから、定例会招集告示に伴い、本議案が示された去る2月1日に私から組合監査委員へ書面により意見聴取を行いました。</p> <p>なお、2月4日付で監査委員兩名による書面での意見をいただき、本日、その写しを皆様のお手元に配付しておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>大野さん。</p>
<p>大野議員</p>	<p>第2条に善意かつ重大な過失がないときとありますけれども、当組合においてどのようなときが当てはまりますでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>善意かつ重大な過失がないときというところでございますけれども、善管注意をもって業務に当たっておりますので、こういったことはまず生じないということで考えているところでございます。意図的に不正行為を行ってやったといったことがありましたら、当然これに該当するものというところでございますが、今申し上げましたように、管理者、また職員一同、善管注意をもって業務に当たっておりますので、このようなことはまず起こらないというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今の答弁は議案書と反しますよね。善管注意義務と善意かつ重大な過失というのは法律的に違うんじゃないですか、度合いが。しかも大野議員の質疑は、善意かつ重大な過失というのはどういうケースを言っているんだという質問であって、起こるか起こらないかを聞いているわけじゃない。起こらないなんていう話、誰も断言できないでしょう。起こり得るからこの条例をつくるんでしょう、違うんですか。起こらないならこの条例は要らないじゃないですか。提案する意味ないじゃないですか。起こり得るからこの条例を制定するわけですよ。けれども、答弁は起こらないというわけですよ。だったら提案する理由ないじゃないですか。</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>だから要するに善管注意義務じゃなしに、善意かつ重大な過失というのはどういうケースなのかということ具体的に提示を願いたいというのと、もう一点は、第2条の第1号から第3号、第4号はこれは人によって違うので額は違ってきますけれども、第1号から第3号は現在は額は確定していますよね。これは幾らになるのかというのを2つの質問です。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 先ほど申し上げましたように、どういったことが想定されるのかということでございますが、意図的に不正行為等があった場合というところでございますので、当然こういったところにつきましては裁判等が出てくるものということと考えております。 私が申し上げましたのは、善管注意義務をもって業務に当たっておりますので、こういったことがまずないということと考えておりますけれども、昨今、近隣の市町でもありましたように、公有地を買うときに裁判の中で裁量の範囲を超えて購入したとかというような事例がありますので、そういったことがあった場合というところと考えているところでございますが、そういうことがないように業務に努めていきたいと申し上げたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思っております。 それと、管理者等の金額でございますけれども、これにつきましては、地方自治法施行令の規則の一部改正をする省令の公布ということで、この条例を施行するときに総務省のほうから考え方が示されております。管理者の基準額等につきましては、地方公共団体の長がその職務に関する職務を兼ねている場合、その者の報酬、給料または手当を含むものというところでございますので、管理者の場合ですと、木津川市長として受けている報酬のほか、この組合で受けている管理者としての報酬も全て含まれるというところでございますので、おおむね1,000万円程度になりますので、その6倍ということになりますので、6倍を上限として免責をされるというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>答弁漏れていますよ、答弁漏れ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>答弁漏れというところでございますが、いただきましたご質問については答弁をさせていただいたと考えております。 以上です。</p>

佐々木議員	聞こえない。
山本事務局長	ただいま質問いただいたことにつきましては、今答弁させていただいたとおりでございます。 以上でございます。
佐々木議員	第2号、第3号聞いていますよ。会議録とってもらってもいいよ。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	第2号、第3号でございますが、第2号につきましては、副管理者というところでございますので、精華町の町長の金額でございますので、精華町の町長につきましては、800万円から900万円程度ということで聞いておりますので、その4倍ということでなっております。 監査委員と公平委員につきましては、個人の所得もでございますので、これにつきましては全額把握しているわけではございません。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	確認というか、お願いやから会議を混乱させることは言わないでほしいんですよ。さっきも申し上げましたとおり、この議案を提案しているのは、こういうことが起こり得るから、要するに賠償責任の最高限度額を決めようという話でしょう、この提案は。起こり得ることを前提に提案されるということを起こり得ないということをしてしまったら提案の中心事項をスルーしちゃうので、だから聞かれていること、必要なことだけ発言をしていただきたいと思います、それは。 だからもう一遍聞きますよ。善管注意義務と善意かつ重大過失というのは、これは違いますよね、民法上も含めて。だから善管注意義務を果たしているからといってこれに問われないかどうかというのはまた別問題ではないのかと思うんだけど、要するに確認したいのは、この条例を提案されているんだから、具体的にこの条例が運用された場合にどんなことが起こったらこの条例が動くのかということでしょう、今問われているのは、聞いているのは。 だから本組合の例でもいいです。例えばどんなこと、もしかして今さっき局長が答えたのは隣接する市のことかもしれないけれども、木津川市の隣の市のことかもしれんけれども、そういうことも起こり得るわけですよ、場合によっては。起こり得るわけですよ。ですから起

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>こったときの対応の仕方としての免責事項についてのルールだから、だから起こり得るとい、逆に言えば起こってもらったら困るので、ここに書かれている管理者以下、組合職員については、今の議論を通してこんなことをやっちゃいけないなということになるわけですよ。でしょう、善意かつ重大な過失というのがはっきりすれば。具体例がはっきりすれば。ここまで踏み込んじゃいけないなという警告にもなるじゃないですか。</p> <p>逆に言えばそこまで踏み込んだら最高6倍で済まないわけでしょう、この条例の解釈で言えば。この条例、今あった善意かつ重大な過失がない場合にこの最高限度額が適用されるということですよ、この解釈から言えば。ですから、例えば職員で言えば1倍、年収の1倍ですね。1倍まで済むのは善意かつ重大な過失がないときだけでしょう。もしこの善意かつ重大な過失があれば、この1倍以上、裁判所で認められた賠償額全部になるわけでしょう、そういう解釈ですね、私の解釈。私はそう解釈しているんだけど、その解釈が妥当かどうか確認はさせてもらいたいと思うけれども。</p> <p>という点と、第1号、第2号、第3号については、これは議案を提出している以上聞かれるのは想定内でしょう。幾らなんだと、それぞれが。管理者、副管理者、監査委員とかが最高幾らまでなんだということは聞かれるのは想定内ですよ。けれども、今、明確な答弁がないわけで、申し訳ないけれども、提案準備がなかなかできていなかったんじゃないかという気がしないでもない。</p> <p>明確にこれはお願いをしたいということと、それとちょっと気になったことを今答弁されたんだけど、管理者については、さっきあったみたいに木津川市長の給料とこの組合の管理者としての合算するという答弁がありましたよね。ということは、第2号、第3号、第4号も同じことになるという話になりますよね。</p> <p>要するに公職として、公職としての報酬がありますよね。いわゆる町長給与とか市長給与とかまたは管理者報酬とか、公職としての報酬以外にその人の個人、プライベートな収入もプラスで認定した上で掛けるこの数字という計算をするというのが今さっきの答弁なんですよ。その解釈で間違いないんでしょうか。</p> <p>つまり全てのその方の年収を合算して、その掛ける倍率によってこの免責金額が決まってくるという答弁をされたんだけど、それは間違いない。そこまでは調べ切っていないので間違いないということでもよろしいんでしょうか。その2点よろしくお願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 3点のご質問につきまして答弁させていただきます。 1点目の解釈については、佐々木議員の解釈のとおり私どもも解釈</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>しておるところでございます。        具体的な金額でございますが、監査委員、公平委員については確認をしております。監査委員、公平委員の方には損害賠償責任につきまして、職を兼ねている場合、その者の報酬、給料または手当に含むものが全て合算されるというところで確認をしているところでございます。        3点目のご質問につきましてでございますが、今申し上げましたとおり、地方公共団体等の長がその職務に関係する職を兼ねている場合、その者の報酬、給料または手当を含むというところでございますので、市長の場合ですと、管理者の場合ですと木津川市長の給料も合算されるというところでございますので、全ての報酬を合算するということではございません。        以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと私、今理解が全然追いついてないんですよ、申し訳ない。この議案を読む段階では、いわゆる少なくとも公職での報酬の範囲での倍率と思っていたので、今の説明を聞くと、そうでなしに個人の収入を合算したものに倍率を掛けるとなると、要するに例えば監査委員さんとか、公平委員さんの報酬なんかしれているじゃないですか、うちらが出す報酬はしれているじゃないですか。これじゃなしにその方の所得が多いか少ないかによって賠償責任額が変わってくるということになってしまうんですね。        ただもう一個、さっきの答弁で気になるのは、じゃ、市長だとか、町長だとかの場合は、仮に公職の報酬、給与以外のプライベートな収入、例えば役員報酬だとか、また土地を持っていたら、そういった駐車場や家を貸したときの家賃だとかいうものは含まれないと解釈できる答弁をされているんですよ。となると、公職にある人間はプライベートな収入は含まれずに倍率がかけられて、そうではない民間人である監査委員だとか、公平委員さんはプライベートな報酬を合算して倍率が決められるというようなことになってしまうんだけど、確認します、最後に。そうなんですね。そういう解釈でよろしいですね。きちっとした、もし違ったら資料を出してください、そこを。この計算式の。消化不良でこの議案決めちゃうような話になってしまうので、明確にお願いできますか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。        先ほど説明させていただきましたように、この取扱いにつきまして</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>は、既に総務省のほうから令和2年3月27日付で通知があります。その中で地方公共団体の長がその職責に係る他の職を兼ねている場合、今言いました控除額の基礎となる基準給与額年額をどのように考えているのかというところで示されているとおりでございます。</p> <p>その中で、給料または手当の額には、普通地方公共団体の長等がその職責に係る他の職を地方公共団体の長等の基準日時点におきまして兼ねている場合においては、その者の報酬、給料または手当を含むものとされているという解釈でございます。</p> <p>このことによりまして、想定されるものといたしまして例示で挙げさせていただいているのは、一部事務組合の管理者を構成団体の長が兼ねている場合がこういった場合に想定するというところでございますので、個人といったものは公平委員会それぞれの方がその職に同様の職を兼ねている場合というところのその報酬、給料または手当という意味でございますので、個人の例えば事業所得といったものについては含まれていないというところで先ほどから答弁させていただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>そんな答弁してへんよ。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>次に、日程第6、議案第3号「令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第3号、令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。 予算編成に当たりましては、令和3年9月から環境の森センター・きづがわの建設工事に係る瑕疵担保期間が満了したことを受けまして、本組合の責任により定期点検・整備を行うこととなりましたこと及び打越台環境センターの解体・撤去工事費の財源として借り入れた起債の元金償還が始まることなどを踏まえた組合運営を行うための予算といたしました。 令和4年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,719万2,000円で、令和3年度と比較をいたしますと、8,136万7,000円の増額となりました。 次に、歳入であります。主なものといたしまして、構成市町からの分担金と負担金につきましては、5億3,495万5,000千円、事業系一般廃棄物などの処理手数料として1億8,021万5,000円、雑入のうち余剰電力の売電料につきまして、3,200万円を計上しています。 続きまして、歳出でございますが、主なものといたしまして、環境の森センター・きづがわの運転に係るごみ焼却処理事業費として5億3,860万1,000円、フェニックス事業や廃乾電池処理などのごみ焼却外処理負担事業費といたしまして、1,590万4,000円を計上しております。 なお、補足説明につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 議案第3号につきまして補足説明をさせていただきます。 令和4年度の本組合一般会計予算の総額につきましては、ただいま管理者のほうから提案趣旨の説明のあったとおり、7億7,719万2,000円でございます。 まず、予算附属資料に基づきまして、歳入歳出予算の概要と事業ごとに歳出の予算につきましてご説明をさせていただきます。 1ページをご覧くださいませでしょうか。 歳入に関しまして、款の区分ごとに前年度との比較を記載しております。歳入予算に関し前年度と比較をし、増減した主な項目といたし</p>

山本事務局長  
つづき

ましては、分担金及び負担金に関しまして、令和3年8月末をもちまして環境の森センター・きづがわの瑕疵担保期間が満了となりましたことから、5月と1月に行っている定期点検整備の費用を組合負担となることなどによりまして16.9%、7,748万9,000円の増、諸収入につきましては、余剰電力の売電料によりまして、令和2年度の決算状況を踏まえまして22.2%、600万円の増、繰越金につきましては40%、200万円の減となっております。

2ページから4ページにおきましては、歳出につきまして前年度の当初予算と比較をするため、目的別、性質別、節ごとの比較を記載しております。

4ページを見ていただきますと、委託料につきまして、先ほど歳入でご説明をいたしました環境の森センター・きづがわの定期点検、定期保守に係る委託料などが増加することによりまして13.7%、5,870万3,000円の増、組合で利用している電算機器のうち、サーバーにつきまして令和4年度末で5年が経過するための更新が必要であることから、備品購入費につきまして1,080万円の増、また、打越台環境センター解体・撤去工事等の財源として利用いたしました起債の元金償還が令和4年度から始まることから、償還金利子及び割引料等につきまして1,527万3,000円の増となっております。

5ページにつきましては分担金の算出表、6ページにつきましては負担金算出表を前年度と比較した表を記載しております。

また、7ページから9ページにつきましては、分担金、負担金以外の歳入につきまして、節ごとに前年度と比較をした表を記載しております。

次に、歳出につきまして事業ごとに説明をさせていただきます。

10ページをご覧いただきたいと思えます。

10ページ上段につきましては、議会運営事業費を計上しております。令和4年度から議会運営委員会が予定されていることなどを踏まえまして、前年度と比較して議事録の作成に係る委託料などの増により、13万8,000円の増の59万4,000円を計上したものでございます。

11ページ上段につきましては、事務局運営事務事業費でありまして、前年度と比較をし、1,275万3,000円の増額となっております。この主な要因につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、事務局内の電算ネットワーク機器の更新に係る経費などによるものでございまして、また、令和4年度におきましてホームページを更新するための経費につきましても委託料の中に計上しているところがございます。

12ページの上段につきましては、基金利子積立事業費でありまして、財政調整基金のほか、3つの基金利子の積立にてつきまして定期預金利率が低くなったことにより、前年度と比較をし、15万円減の4万1,000円を計上しております。

12ページ下段は、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立



山本事務局長  
つづき

事業費でありまして、この基金の積立て財源のうち、一般廃棄物処理手数料の一部からの積立金につきましては、前年度と同額を見込んでおりますが、余剰電力の売却料につきましては、前年度と比較をし、600万円の増加を見込んでおりますことから、維持管理基金積立金事業につきまして600万円増の4,775万円を計上しております。

14ページ上段は、清掃総務事務事業費でありまして、前年度と比較をいたしますと831万4,000円減の8,772万4,000円を計上しております。本事業費は、施設課職員に係る人件費、健康診断に係る委託料及び打越台環境センターに係る汚染負荷量賦課金でございます。減額の主な理由につきましては、令和3年度に職員が1名退職し、再任用しておりますことから、給与及び組合が負担する共済費などの人件費が減少したことによるものでございます。

14ページからは、ごみ焼却処理事業費で、環境の森センター・きづがわの運転管理に係る費用でございます。前年度と比較をいたしますと5,471万8,000円増の5億3,860万1,000円を計上しております。事業費の主な支出科目は委託料でありまして、そのうち主な委託業務につきましては、定期点検整備、日常点検、夜間管理の運転管理のための運転管理業務委託でありまして、令和4年度に実施をいたします定期点検整備を踏まえまして、3億8,456万9,000円を計上しております。

また、このごみ焼却処理事業費の財源といたしましては、一般財源といたしまして木津川市、精華町からの普通分担金による3億7,417万1,000円と特定財源といたしまして一般廃棄物処理手数料の1億6,443万円を充当することとしております。

なお、令和4年度の普通分担金の負担割合につきましては、組合規約に基づきまして、令和3年10月1日を基準日とし、その前の1年間において構成市町が行政回収いたしました家庭系可燃ごみの重量割合としているところでございます。

続きまして、15ページ上段のごみ焼却外処理負担事業費でございます。この事業につきましては、大阪湾フェニックス埋立処分場整備事業に係る委託料や廃乾電池の処理などに要する経費でありまして、前年度とほぼ同額の1,590万4,000円を計上しております。

15ページ下段は、組合債元金償還事業費でありまして、打越台環境センター解体・撤去に係る財源として、令和2年度、令和元年度にそれぞれ起債を借り入れておりますが、このうち令和元年度に係る起債償還が令和4年度から始まりますので、その償還額を計上しているものでございます。

16ページ上段は、組合債利子償還事業費であります。

16ページ下段は、予備費でございます。予備費につきましては、従来10万円を計上しておりましたが、令和3年9月からの環境の森センター・きづがわの定期点検整備をはじめ、施設管理に当たり突発的な対応をしなければならない可能性もございますので、他の同種の

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>組合における予備費の計上状況などを踏まえまして、100万円を計上させていただいたものでございます。</p> <p>続きまして、これらの事業を行うための歳入につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>予算書によりご説明をさせていただきますので、予算書の6ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず、分担金でございますが、5億1,905万1,000円を計上しております。分担金につきましては、普通分担金、打越台環境センター撤去分担金でございます。その内訳につきましては、附属資料5ページのとおりでございます。それぞれの分担金の前年度との増減状況につきましては、附属資料5ページの前年度との比較の欄に記載をしているとおりでございます。</p> <p>予算書の6ページに戻っていただきたいと思います。</p> <p>負担金でございますが、先ほどご説明させていただきました大阪湾フェニックス事業や小動物の死体処理などに要する費用につきまして、予算額として1,590万4,000円を計上しております。</p> <p>なお、実際の負担金につきましては、それぞれの実績に基づきまして構成市町に求めているものでございます。</p> <p>手数料につきましては、直接搬入に係るごみの処理手数料及び事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可更新に伴う手数料でございます。ごみの処理手数料につきましては、令和2年度の搬入量と令和3年度の動向から、令和4年度の事業系ごみにつきまして、令和3年度に計上いたしました6,300トンと同量を見込むとともに、令和4年度の収集運搬業の更新許可の予定件数16件に係る手数料を計上しております。</p> <p>8ページにつきましては、雑入のうち余剰電力の売電料といたしまして、先ほどご説明させていただきましたとおり、前年度より600万円増の3,200万円を計上しております。</p> <p>以上で、令和4年度の本組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑については、歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>また、一般質問を採用するようになりましたので、質疑については議題となっている意見に対して行われるものであるから、現に議題となっている事件に対して疑問点をたずねるものでなければなりませんとありますし、また、自己の意見を述べることができないとありますので、ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>ただし、自己の意見を述べないと質疑の意味をなさないようなものであるときは禁止はしません。</p> <p>まず、歳出から行いますが、どの資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>質疑ございませんか。 宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。          予算書6ページの使用料及び手数料、手数料に関して、先ほどの説明で一般廃棄物処理手数料は前年と同額を計上したとあります。それで、令和4年度の事業系ごみの持込み量の見込みが令和3年度と同じだということのようですけれども、維持管理状況が報告されております。令和2年と令和3年の状況が今、実数として分かるわけです。          これを見ますと、令和2年と令和3年の比較、令和3年は今現在で12月までが示されておりますけれども、そうしますと、令和2年と令和3年の比較ではやはり事業系ごみの持込み量が増えております。これをどういうふうに分析されて令和3年と令和4年が同じというふうにお考えなのか、もう少しそこのところをお示しいただきたいわけです。          と同時に、事業系ごみの減量ということも重要な課題ではないかというふうに思うんです。これを当組合としてどのように進めていくのかについてもお聞きをしたいと思います。          以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。          令和2年度の実績で申し上げますと、事業系ごみが6,314トン、約6,300トンでございます。令和3年度の12月までの事業系ごみの実績を見ますと、令和2年度と比較いたしまして78トン多いところでございます。          この主な要因につきましては、草ごみといいますか、道路・公園等から発生する草ごみによる影響が大きいというところで考えております。コロナの影響によりまして、飲食店でありますとか、そういったところから発生する事業系ごみにつきましては減少しているというところでございますので、令和4年度のごみ量がコロナの影響によりましてどういうふうになるのかにつきましては、なかなか推計するのが難しいところでございますが、現状を見ますとほぼ同量の6,300トン程度が入ってくるものという見込みでございます。          なお、事業系ごみの減量努力というところでございますが、これにつきましては、今後、構成市町のほうにも協力をお願いしようということも思っておりますが、特に事業系ごみの中の草ごみ、これにつきまして十分乾かさないう状態で搬入されている状況も見受けられますので、十分乾燥させた上で持ち込んでいただきたいということの協力要請を今後していきたいというふうに考えているところでございます。</p>

山本事務局長 つづき	以上でございます。
高味議長	ほかございませんか。 佐々木さん。
佐々木議員	幾つかお願いします。 まず、歳入やね。じゃ、いいです、歳出ですから。
高味議長	歳出です。
佐々木議員	いいですか、歳出で。
高味議長	歳出、はい。
佐々木議員	<p>歳出の関係で順次お伺いしますけれども、議会費の増額、これは会議が増えるから会議録作成委託が増えるという話で、それは結構なんですけど、委託業者の仕事としてどうなのかと。</p> <p>例えばこの今議会の昨年11月にやった第2回定例会、会議録がまだ配付されていませんよね。2か月半たっています。全ての議会がそうとは言いませんが、通常、3か月おきに行われる定例会については、ほとんど議会では次の定例会までには前の定例会の会議録を出して、同じような議論が繰り返されないように、要するに議会はちゃんと積み重ねの議論をするということにしようと思ってまたは正確な議論をしようと思ったら、前回までの定例会、臨時会は別として、定例会の会議録が配付されなかったら不正確な議論をまたやっちゃうという話になるわけですよ。</p> <p>要するに委託するのはいいんですけども、委託先を考えなあかんのじゃないかということをお願いしたいんですね。2か月半たって出てこないような委託先だとしたら、私らは安心して議会活動できませんよ。逆に言えばなぜ出てこないのか、2か月半たっても何で出てこないのか。これが委託業者側に問題があるんだとしたら、それはもう変更すべきだし、幾ら安くたってそんなところはあかんという話になるわけですから、この会議録についての委託についてどう考えるのか、安けりゃいいと、時間がかかっても構わないということになるのか。さっき私が申し上げたような原則を守ってくれるようなところを選ぶということになるのか、その点については厳しくお願いをしたいと思っています。</p> <p>同じく、それが1点目なんですけれども、それともう一点、同じ議</p>

佐々木議員  
つづき

会費で言えば、これも会議録がないので正確なことを申し上げることをできないんだけど、去年11月の決算議会の際に議会の会議録の公表方法について質疑をさせていただきました。そのときには議会とも相談して考えると、出していくと答えています。会議録がないので正確かどうか分かりませんよ。私のメモではそういう答弁をされています。けれども、今、現段階になってまだ協議されてないですよ。されてない状態で来年度、要するに令和4年度の新規予算が出てきているわけです。だからもしかしたらさっきの一般質問の中であったホームページの更新の中にそういったことが含まれているのかもしれないけれども、説明がないから分からない、それは。だから要するに11月に答弁をされた議会の会議録の公開方法の検討については、来年度どうするのかということが2点目であります。

3点目は、昨年度の令和3年度の予算書と一応ざっとは比べてみたんですけど、昨年なくて今年ある分、要するに新規事業というのが幾つかありますよね。新規事業についてその中身についてどれが新規事業でどういう中身なのか、新しいものですから従来私らも経験していないので、どういうものかということの説明を願いたいというのが3点目です。

4点目は、これは次の議案とも関わると思うんだけど、情報公開の総務費のところ、昨年あった8万2,000円が消えています。その代わりに負担金のところかな、ところに負担金補助及び交付金のところに新たに情報公開・個人情報4万5,000円と行政不服審査会の運営経費が4万5,000円入っているんですよ。この不服審査のほうは初めてというか、なんだけども、この関係性、つまり去年あった8万2,000円の予算というのは情報公開・個人情報と行政不服審査会の2つの審査会の報酬だけを合計するとそれぞれ4万1,000円だから、足せば8万2,000円になります。これを意味しているという理解でいいのか。

だとしたら、今回の令和4年度の予算、12ページの上のほうにある情報公開・個人情報審査会の運営負担金と行政不服審査会の負担金、それぞれ4万5,000円になっていますよね。つまり4,000円分多いというような話になるわけです、報酬以外に。この4,000円というのは、次の議案とも関わるのかもしれないけれども、4,000円の意味が一体何なのか、なぜ4,000円という金額になったのか、その算出根拠ですよ、4,000円の。差額です。2つの審査会の委員さんの報酬額と実際に今回提案されている予算の額との差額、合わせたら8,000円ですね。この4,000円の意味と算出根拠が4点目の質問です。

5点目は、11ページにあるネットワーク関係、これはさっきの説明では、電算機の更新というような説明があったんですけど、よく分かりません。電算機の更新だけでこんなにお金がかかるのかというのが率直なところなので、この内訳というか、なぜこんなにかかるのかについてお伺いをしたいと思います。

6点目は、監視委員会の件なんですけれども、これも、これは前回

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>言ってなかったかな。監視委員会の活動が見えません。どういうことが話し合われているのか、やっぱりこれは公開することによってこのセンターの運営の教訓というか、意見だというか、いふことなるわけですから、監視委員会の活動についてのどんな話合いがされていたのかというのは公開する予定はあるのかどうかというのが6点目であります。</p> <p>それと、衛生関係ですが、衛生費関係では去年の当初予算からある程度の割合でというか、かなりのパーセントで変動しているものが3つあります。1つは運転管理業務委託、1億5,000万円から3億8,000万円、2つ目がプラント点検委託1億6,000万円から810万円、3つ目はフェニックスの関係、約90万円から130万円、この3つがこれだけの大きな変動をしている理由についてそれぞれよろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>佐々木議員のご質問につきまして答弁をさせていただきます。</p> <p>まず、議会の議事録の作成の関係でございます。これにつきましては、速やかに議事録を作成し、確認をする必要があるというご指摘でございますので、令和4年度の委託に当たりましては、議事録作成の期間、そういったところにつきまして仕様書に明記をし、速やかに議事録を作成していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、議会の議事録の公表の関係でございますけれども、これにつきましては、議会とも相談をし、公表についての検討をしていくということで答弁をさせていただいております。今後、令和4年度のホームページの更新等も踏まえまして、議会のほうと議会のご意向も踏まえながら公表方法については検討していきたいというふうに考えております。</p> <p>また、令和3年度の予算との新規事業がどういったものがあるのかといったところでございますが、新規事業につきましては、先ほど申し上げました予算の附属資料で申し上げますと、11ページの議会事務局の運営事業費のところのネットワーク構築事業費、電算保守の関係の内容でございます。</p> <p>また、資料のところにも新規という形で書かせてもらっておりますように、15ページの組合債元金償還事業費、こういったところが新規事業というところでございます。</p> <p>3点目でございます。3点目の情報公開・個人情報保護審査会との関係でございます。後ほどの議案とも関連いたしますけれども、行政不服審査会、それと情報公開・個人情報保護審査会につきまして、木</p>

山本事務局長  
つづき

津川市のほうへ事務委託をしたいというふうに考えておりました、それと合わせた予算編成でございます。この事務を委託するに当たりまして、4万5,000円を負担金として計上させていただいております。この4万5,000円の根拠につきましては、木津川市における行政不服審査会の委員につきまして、情報公開・個人情報保護審査会の委員と兼ねておりますが、5名おられます。1名の弁護士、それと1名の大学の教授、その他委員というところでございますが、5名おられまして、その委員報酬が1回当たり直しますと、5人出席されますと4万1,000円、それと木津川市から来られておりますので、それに対する旅費等の費用弁償ということで4,000円が必要だということで木津川市のほうから聞いておりますので、合わせて4万5,000円を負担金として計上しているものでございますので、前年度と比較いたしますと、さっき議員のほうから話がありましたように、情報公開・保護審査会等の報酬につきまして減じているというところでございます。

それと4つ目が電算更新の中身というところでございます。電算につきましては、供用開始に当たりまして設置をしているところでございますけれども、事務職員のグループウェア関係のサーバー関係、そういったところにつきまして、機器で申し上げますと約1,000万円ほどの費用がかかってくるということで見積りをいただいているところでございます。それと合わせまして、その更新の更新作業、そういったものが入ってくるというところでございます。

監視委員会の活動についての公表というところでございますが、これにつきましては、もともとこの監視委員会につきましては地元の皆様方でこの施設の監視をしていただきたいということで地元区であります鹿背山区、法花寺野区との話の中で立ち上げたものでございます。この内容につきまして公表するかどうか、どのような内容で公表するかにつきましては、監視委員会のご意向もあろうかというふうに考えておりますので、今後の検討課題というふうに考えているところでございます。

その次のご質問でございますが、運転管理に関しましてですけれども、運転管理につきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、運転管理と維持管理ということで大きく2つに分かれます。運転管理のほうにつきましては、昨年と同様の金額で計上させていただいておりますが、維持管理につきましては、年々の維持管理の点検する項目等が異なりますので、そういったことを勘案いたしますと、予算ベースで申し上げますと昨年度と比較をいたしましてこのような増額になっているというところでございます。

それとフェニックスの関係でございますが、フェニックスの関係につきましては、大阪湾フェニックスのほうから負担金についての話が出てきております。これにつきまして2期計画につきまして負担金が求められているわけでございますが、これは大阪湾フェニックスのほうの施設計画によりまして増えてきているものというところでございます。2期につきまして事業費的には133万1,000円の負担が

山本事務局長 つづき	入ってくるというところで聞いておりますので、それを計上させていただいているところでございます。 以上でございます。
佐々木議員	漏れています。
高味議長	回数に入れませんので言ってください。
佐々木議員	だから一番最後から2つ目の要するに予算書でいったら15ページの一番上にあるプラント機器点検委託について大幅に額が変わっていますよね。この点です。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	すみません、漏れておりました。失礼いたしました。 このプラント点検につきましては、機器の点検整備に合わせまして法定点検というものがございまして、その法定点検の点検手数料、これにつきましては組合負担というところがございますので、点検項目によりましてその年々のプラント点検整備費用については増減しているというところがございます、昨年度と比べて法定点検が増えてきているというところがございます。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	1回目の答弁ありがとうございます。 要するにまだ答えてもらっていないのが、今年度の会議録の委託先が何でこんな時間がかかるのかということに答えてもらっていないんですよ。もっと言えば今答弁があったのを意地悪く解釈すると、令和4年度の仕様書には期間を区切って発注するというか、仕様書に書くということは、逆に勘ぐれば今年度、令和3年度まではいつまでたってもいいよという仕様書だったという話になっちゃうんですよ。作ってさえくれれば別に2か月かかろうと、3か月かかろうとどうぞという委託だったという話になっちゃうんですよ。そうだったかどうかは大きな問題です。要するに安かろう悪かろうになっちゃうんです、そうなるよ。 だから本当に令和3年度は、今、局長が答弁されたように、令和4年度は仕様書に期日を書き込むということは、令和3年度まではなか



佐々木議員  
つづき

ったということなのかどうか。だから要するに委託業務、委託発注業務との根幹に関わるので、特にこの会議録に関しては。そこは分かるようにご説明願いたいと思います。

会議録の公開は、さっきの一般質問にあったようにホームページの更新に合わせて相談をするということで、これはぜひとも積極的にこちらから案を出していきたいとは思っています。これは結構です。

要するに情報公開、今のちょっとよく分からなかったのは、木津川市の人は弁護士さん以下5人いるとおっしゃったんですかね。となると、この委託というのは、うちの組合のメンバーではなく、木津川市の審査会のメンバーに委託するということなのか、それとも事務だけを委託するのか。事務だけを委託するのか、それとも審査するメンバーも組合のメンバーじゃなしに木津川市のメンバーでお願いするというふうに聞こえてくるんです。そう聞こえてくるんです、今の答弁を聞く範囲で。木津川市のほうは5人いて、こうこうこうで4万1,000円プラス市外から来ている人がいるから交通費4,000円ということでのこの額だと、額の計算はいいと思います、それは。分かりましたけれども、これは次の議案とも関わるんですけども、そういう意味で委託をすると。事務も人も、要するに事務をやることも、それから審査委員メンバーも木津川市で全面的にお願いするという趣旨なのかどうかということです。

逆に言えば、これは次の議案に関わっちゃうから言いにくいけれども、だとしたら今持っている組合の関係するメンバーや条例は要らないという話なんですね。事実上死文化するということになりますよね。その関係でどういうふうな、今は予算審議だけでも、メンバーも含めて全て委託するという意味合いで計算をされているかどうかだけ確認をしておきたいと思います。

しかもネットワークの関係で、別に更新すること自体がおかしいと言っているわけじゃないんですけども、素人目で見ただけ3年ちょっとで全面更新しなあかんような額がかかってしまったら、3年おきに1,000万円という額が更新費用として電算にかかってくるのは異常だと思うんですよ、この額は。この規模で、要するに。これが数百人の市役所とかだったらまだ分からないでもないけれども、なぜ稼働してから僅かな期間でこれだけの全面更新と思えるようなことが起こるのかですわ、聞きたいのは。これが10年ほどたって老朽化しているというなら分かるし、例えば10台あるパソコンのうち1台が故障したというなら分かるけれども、だったらそんなに額がかからないじゃないですか、1,000万円単位の額なんかかからないじゃないですか。だからサーバー等々おっしゃったけれども、なぜこんな短期間でこんな額がかかるのかというのがこのネットワーク更新の話としての説明を求めたいことでもあります。

もう一個、監視委員会のことはかなりクエスチョンマークがつく答弁があったんですけども、監視委員会は私費で井戸端会議をやっているわけじゃないですよ。公費を使って公務としてやっているんですよ。そのことが公表できるかどうかについては答弁できないとおっ

佐々木議員  
つづき

しゃっているんですね。もちろん公表の度合いはありますよ。例えば固有名詞は消すだとかいうこととか、一定の配慮をしながら公表する方法もあるでしょう、それは。けれども、公表するかしないかという根本のところについては、やはりこれは公費を使って運営する以上、何が行われてどういう意見が出ているのか。だってここを無視したらこのセンターの運営は秘密になるじゃないですか、逆に言えば。

だから地元の意見というのは聞くのが当然だと思うんだけど、その意見の中で、もちろん意見の中には妥当性があるものとないものがあるかもしれないけれども、妥当性がある意見さえ公表しないという方法を取ってしまったら、一体後年度というか、後になって誰がそれを検証するんだという話になってしまいますよ、このセンター運営と地元との関係。

つもりもって先のことを言えば、次のセンターの候補地を探すときに、地元との関係をどう保ってきたのかと、成功も失敗も含めて。その検証をしようと思ったら、この監視委員会の話合いの中身というのはある程度、プライバシーは伏せるとしても、意見は一定公的な文書として残して誰もがみれる、誰もがというか、一定後でもみれる状態にするということが必要なわけで、その点について再度確認しますけれども、これは検討課題という答弁があったけれども、少なくとも直近の監視委員会では、このことについては議題になるのかどうかですよ。また、河井管理者としてこのセンター運営に関して、精華町のときもそうでしたよね、地元の声とかあったわけだから、地元の声についてひたすら隠すという態度なのか、いや、それは共有しましょうと、地元の声は大事だ、共有しましょうという姿勢で臨まれるのかについて確認をしておきたいと思います。

あとの衛生費関係の委託費の変動だけれども、確認したいのは、例えば投入量が増えるから金額が上がるというのがそれは当たり前の話じゃないですか。それはそれでいいんですよ。だから量が増えることで変わる要素なのか、そうじゃなしに一番最後のフェニックスに関しては、ちょっと中途半端というか、私も完全消化してないけれども、聞く範囲では、量が増えたんじゃなしにフェニックス側の新たな計画のための負担金部分が増えたとも解釈できる答弁をされているんですね。だから要するに量が増えて、または量の増減によって負担金が増減するのは当たり前です。それ以外の要素があるんだったらそれは何かということをお聞きしているんです。

運転維持管理もよく分からないのは、予算書を見ると、14ページのほうには運転管理業務委託で3億8,000万ぐらいありますよね。これは前年度の当初は1億5,250万円ですよ、2倍以上になっている。この中に今の答弁では2つの要素があるとおっしゃったかな。維持管理関係とそれ以外の運転管理はほぼ横ばいだけれども、維持管理関係が増えているという話があった。その内訳をはっきりさせてほしいんです、2つに分かれているんだったら。

高岡議員	議長、議事進行。動議ですわ。動議、議事進行で。
高味議長	ちょっと待って、終わってから。
佐々木議員	ちょっと今のは何の動議ですか。 議長、今、何の動議ですか。
高味議長	続けてください。
佐々木議員	今の発言は何ですか。
高味議長	続けてください。
佐々木議員	何ですか、今の発言は。なかったことにするんですか。
高味議長	なかったことじゃなしに、今は手挙げてないから。
佐々木議員	そんな、真面目にやってくださいよ。
高味議長	挙手をして、挙手をして初めて取り上げます。挙手がなかったです。
佐々木議員	ありましたよね。
高味議長	なかったです。
佐々木議員	ありましたよ。
高味議長	してへんやろう。
佐々木議員	ありましたよね。挙手しましたよね。

高岡議員	してないです。
高味議長	してへんねやろう。
佐々木議員	じゃ、今の発言は何ですか。
高岡議員	議事進行のちょっと。
竹川議員	手挙げていましたよ。
高味議長	普通のやじに対しては取り上げません。
佐々木議員	議長、挙手しましたよね、今。
高味議長	挙手したんか。
高岡議員	取り消します。
佐々木議員	いや、しましたよね、挙手を。駄目です、そんなのは。
高味議長	本人が、挙手している。挙手はこれが挙手です。私は、いや、あなたとの今質疑中で、あなたの質疑について聞いているわけで、しっかりと挙手をもらわんと私としては挙手してないという判断をしています。
佐々木議員	挙手したでしょう。したでしょう。
高岡議員	簡潔に質疑していただけるように議長の議事進行よろしくお願い申し上げます。
高味議長	それは私が当ててないねんから、それはもう不適切発言でしかないねん、やじと一緒やから。それはもう取り上げられません。

高岡議員	はい。
高味議長	続けてください。
高岡議員	やじです。
佐々木議員	じゃ、やじだったらやじで反省してくださいよ。
高味議長	<p>やじに関しては取り上げられません。          続けてください。          それと、今言われたように、私も初めに皆さんにお願いしたとおり長時間にならないようにご協力はしていただきたいということだけは付け加えておきます。          どうぞ。</p>
佐々木議員	議長の発言というのは、要するに審議をするなということですか。
高味議長	だから長時間にならないようにまとめてくださいと。もう佐々木さんの。
佐々木議員	分かりました。
高味議長	質問は30分たっていますので、一般質問でも30分以内ということを決めている中で。
佐々木議員	それは話が違うでしょう。
高味議長	このコロナ禍の中ですのでご協力をお願いしたいということで、皆さんにお願いをしたことをございますので。
佐々木議員	議長、分かりました。続けます。
高味議長	聞いてもらえる、聞いてもらえへんはもう個々やから。

佐々木議員	続けます、続けます。いいですか。
高味議長	個々やから。
佐々木議員	続けます。いいですか。続けます。よろしいでしょうか。
高味議長	個々が判断してください。
佐々木議員	よろしいですか。続けます。 要するにさっきの件も分かるように説明しなければこれだけ時間がかからないんです。私、以前の議会でも、この会議でも。
高味議長	意見は後で聞きます。質問を続けてください。
佐々木議員	だから質問です。
高味議長	質疑です。
佐々木議員	質疑です。質疑です。以前の会議でも、要するにお願いをしました。分かりやすい資料を提供してくれたら質疑時間は短くなりますよということはお願いをしました、何度か。 今回、今の、意見になっちゃうかもしれないけれども、議長がおっしゃるけれども、私の質疑が長くなるのは私だけの責任ですか、的確な答弁があったら2回目の質疑をしなくて済むんですよ。それを横に置いてそういうことばかり言われて。
高味議長	協力はお願いをしているだけでございます。
佐々木議員	それを言われて、議長。それを言われて不規則発言が出てくるという。
高味議長	今の事情も含めて各議員が努力してくださいというお願いです。
佐々木議員	ですから努力しているじゃないですか。分かりやすく質問していま

佐々木議員 つづき	す。しかし、それに対して的確な答弁がなかったり、前回と違う答弁をされたりしたら、それは放置できないでしょう、普通。
高味議長	いや、丁寧な答弁だと思っておられるんじゃないですか、皆さん。
佐々木議員	だから時間が延びることを議員だけの責任にされたら困る。
高味議長	自分の求める答弁が正しいということではないのです。
佐々木議員	そんなこと言っていません。そんなこと言っていません。
高味議長	行政側としての答弁はしっかりとされていると思います。
竹川議員	されていません。
高味議長	それは、もう皆さん分かっているんじゃない。
高岡議員	質問するならするで。
佐々木議員	止めているのはあんたじゃないですか。 だからそれだけです。取りあえず答弁してください。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 まず1点目でございます。議会の議事録の関係でございます。これにつきましては、ご指摘、速やかな議事録の作成ということのご指摘でございますので、令和4年度につきましては再度注意をして対応してまいりたいというふうに考えております。 次の2点目でございます。情報公開・個人情報保護審査会、それと行政不服審査会の委託の関係でございます。これにつきましては審査会事務も委託しますので、事務の処理をする者につきましても木津川市のほうでしていただきますし、審査につきましても木津川市の情報公開・個人情報保護審査会、また行政不服審査会のメンバーのほうでしていただくということでございますので、この組合の中で事務を取

山本事務局長 つづき	<p>り扱うということではありません。</p> <p>ただし、行政不服審査会につきまして、審理員につきましては、この組合のほうで対応せざるを得ないというところがございますので、行政不服審査会につきましては、審理員を除きまして木津川市のほうで事務をしていただくということがございます。</p>
佐々木議員	<p>何て言った、聞こえない。</p>
山本事務局長	<p>審理員。</p> <p>行政不服審査につきましては、審査会事務と審理員というのがございますので、審理員につきましてはこの組合のほうの事務となっております。それ以外の事務につきましては木津川市のほうに全て委託をするという形で考えております。</p> <p>それとネットワークの関係でございますが、私の答弁の中で、回答の中で勘違いを与えたのか分かりませんが、サーバーの構築期間は5年でございます。この令和4年度末をもちまして5年を経過いたしますので、サーバーの機器としてのメンテナンス期間、また、ソフトウェアのバージョンアップをするでありますとか、そういった更新の期間が今後対応できないというところがございますので、令和5年度に向けてのサーバー構築というところがございます。</p> <p>それと4つ目の環境監視委員会の関係でございます。これは先ほども答弁させていただきましたとおり、鹿背山区、法花寺野区の方、それと学識者が2名おりますけれども、そういったメンバーで構成されている監視委員会でございます。これにつきましては地元の意向も含めまして公表の範囲につきましては行政側だけで決めるというのではなく、監視委員会とも協議をし、調整した上で公表をしていきたいというふうに考えています。</p> <p>なお、先ほど佐々木議員がおっしゃっていただいたように、監視委員会の記録をするということと監視委員会の内容を公表するということは別物ということで考えております。議事録も取っておりますし、資料につきましても保存しておりますので、今後、監視委員会でどのような議論をされたのかにつきましては、検証できるように書類は整えているところでございます。</p> <p>それと、フェニックスの関係の委託費のことでございますけれども、このフェニックスの負担金といいますのは、現状のフェニックスの整備・管理、それと今後第3期計画が出てまいりますので、第3期計画に対するいろいろな調査でありましたり、今後出てまいりますような建設費用についての委託料が出てくるというところがございますので、ここで上げているフェニックスの委託料につきましては、ごみの搬入する量によって関わるものではなく、フェニックスが整備する費用、これに対しましてあらかじめ第2期計画ですとこの組合の中でどの程度のものをフェニックスに運ぶのかといったことが当初に計画</p>



<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>されておりますので、当初のごみ量に基づいた按分という形で来ておりますので、現状のごみ量で按分をしたり、負担金が変わるというものではございません。</p> <p>それと委託料の関係でございますけれども、ちょっと見にくくて申し訳ないですけれども、令和3年度に計上しております委託料につきましては、2つに分けて計上させていただいております。維持管理業務委託が1億5,250万円、それとプラント整備定期保守委託料が1億6,290万円、合わせまして3億1,540万円が令和3年度に計上させていただいているものでございます。</p> <p>この契約につきましては、令和4年度からは1つの契約でしておりますので、合算いたしますと3億8,456万9,000円という形で計上させていただいているところでございます。その内訳といたしましては、運転管理に関わります維持管理業務委託、これにつきましては前年度と同額を計上しております。ただし、プラントの整備点検保守委託のほうにつきましては、前年度が1億6,290万円に対しまして、令和4年度は2億3,212万2,000円ということで、約7,000万円増というところになっているところでございます。</p> <p>これは先ほど申し上げましたように、令和3年度と令和4年度で点検する機器件数が違いますので、こういった内容になっているということでございます。</p> <p>それと先ほど答弁漏れになっていると思いますけれども、情報公開と個人情報保護審査会、それと行政不服審査会を木津川市に委託した場合、現状の条例は要らないのかどうかというところでございますけれども、現状の条例に基づく内容を木津川市のほうに委託いたしますので、これらの関連条例につきましては、そのまま残しておくということで考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>さっきも一応注意があったので、あまりやりませんけれども、漏れているのは、要するに今年度の会議録委託というのは期限がなかったんですかと確認しているんですよ。期限がなかったから、さっき例で挙げたように11月の会議の結果が今2月上旬だけれども、2か月半たつけれども、出てこない。もちろん出てくるというのは、当然いろんな署名議員の話もあるからその期間も当然要るわけで、その期間を短縮して委託しなかったら無理でしょう、当然のことながら。ということになっているのかどうか、答弁漏れがあるので、議長はちゃんと答えたとおっしゃったけれども、漏れがあるので、そこはやっぱり、ここを反省しなかったら令和4年度のほうに予算を執行するからといってよろしくない話になるわけだから、そういう意味で確認させてもらっているんで、別にいじめているわけじゃないので、仕様変更する</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>のと、私が指摘したこれだけでいいのかについても点検しなあかんわけですよ。目的を達成するための仕様というのとはちゃんと点検してもらえるのかということも含めて、今の現行の仕様がどうなっているのかについては明確にさせていただきたいと思います。</p> <p>次の議案に関することは飛ばしておきますが、よく分からないのが衛生費の今、局長が運転管理業務委託3億8,000万円のやつが前年度については2つに分かれていてというのは分かりました。</p> <p>ただそうすると、令和4年度予算案の15ページの一番上にあるプラント機器点検委託の810万円というのは、これは新規になってくるんですね、そうすると。前回このところに1億6,290万円というのがあったんですよ。要するに今の話だと、14ページの下から3つ目にある運転管理業務が1億5,250万円で、これと15ページの一番上にあるプラント関連の1億6,290万円を合わせたもの、プラスアルファで新たな3億8,400万円になっているという説明だったわけで、そこは分かります。説明して分かります。</p> <p>そしたら、令和4年度も出てきているこの15ページの一番上のプラント機器点検委託というのは、前年度を見ると吸収しているにもかかわらず残っているということは、これは新規事業という話になるんですけども、そうじゃないと説明つかないですよ。</p> <p>ですから、毎回申し上げて申し訳ないけれども、要らん質問をせんでいいように説明をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>先ほどから議事録につきましては、議会からのご指摘ということで先ほどから聞いているところでございます。この議事録の作成につきましては、議事録の点検、業者から出てきた後の点検等の作業につきまして十分考慮できていないというところで反省しているところでございますので、業者から出てくる内容、それとそれをさらに事務局のほうで間違いがないかどうか、誤字脱字がないかどうかという点検作業も含めた作業期間も考慮した上で、令和4年度につきましては業務発注をしていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>それと衛生費の委託料の関係でございますけれども、令和4年度、810万円で計上しておりますプラント機器点検委託料につきましては、昨年度はプラント機器点検委託ということで1,400万円を計上しているものでございますので、これにつきましては、令和3年度の予算の計上から項目は変えておりません。令和3年度予算におきまして1,400万円だったものを810万円で計上しているものでございますので、プラント関係で申し上げますと、維持管理業務委託、プラント整備点検保守委託、それと法定点検に係るプラント機器点検</p>

山本事務局長 つづき	委託ということの3本立てでございまして、そのうちの維持管理業務委託、それとプラント整備点検保守委託の2本が1つになったというところでございますので、3つで挙げているものが2つになったというご理解をお願いしたいと思います。 以上でございます。
高味議長	ほかございませんか。  (なしの声)  ただいまから1時5分まで休憩といたします。  (12:10)  《休憩》  (13:00)  それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 歳出の質疑が終わりましたので、これより歳入の質疑を行います。 宮嶋さん。
宮嶋議員	すみません、私、最初に聞き間違っただけで歳出がありますので、それで1問だけ許していただけないでしょうか。最初、歳入を質問させてもらいまして、歳出は後だと私聞き間違っただけだったので、歳出が1問ありますのでお願いできませんでしょうか。
高味議長	マスクの関係で聞き取りにくいということがありましたので、宮嶋さんの発言を許します。 宮嶋さん。
宮嶋議員	すみません。予算書附属資料の4ページに節別の予算の比較表があります。説明のところでも少しありましたように、節12、委託料が予算の全体の62.7%を占めています。委託内容は予算にも示されていますけれども、どことどのような委託契約をしているのかが分かりません。委託内容が分かる一覧表を資料として示していただきたいんですが、いかがでしょうか。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 今すぐに手元のほうにそういった取りまとめた資料がございませんので、今言われた一覧表というものにつきましては、後日改めまして

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>議会からの要請ということでありましたら準備させていただきたいと思いをします。        今回、委託の関係でございますけれども、どの程度委託をしているのかという件数につきましては答弁できますので、まずそちらのほうをさせていただきたいと思いをします。        まず、令和3年度の現時点での状況でございますが、入札件数が5件、随意契約が45件でございます。随意契約のうち、複数の見積りを取れるものにつきましては取った上で随意契約をしております。        令和2年度の実績につきましては、入札件数が4件、随意契約43件という内容でございます。        以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>ありがとうございました。        予算書にも決算書にも委託契約の一覧というものはありません。議事に諮られるべき契約の金額も大きいものがありますので、ほとんど議事に諮られるものはないので、ぜひ後日で結構ですので、一覧にして資料として出していただきますように議長からもお願いをさせていただきたいと思いをします。        以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>今、宮嶋議員のほうから資料請求の要請がありました。        皆さんにお諮りいたします。        本議会として資料を請求することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。        そしたら後日か、お願いいたします。        ほかがございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。        討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。        お諮りいたします。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第3号「令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第4号「木津川市精華町環境施設組合と木津川市との間における行政不服審査会等の事務委託に関する協議について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第4号、木津川市との間における行政不服審査会事務等の事務委託に関する協議につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>本組合における行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会に関する事務について本組合で行うことが困難であることから、地方自治法第252条の14の規定により、本組合と木津川市による協議により規約を定め、令和4年4月1日から木津川市へ当該事務を委託したいので、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第4号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>議案第4号につきましては、管理者から提案説明のありましたとおり、本環境施設組合の行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会に関する事務につきまして、地方自治法第252条の14第1項の規定によりまして、当該事務を木津川市に委託するため、地方自治法第252条の14第3項によりまして、木津川市との協議を行うに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>この行政不服審査会等につきましては、これまで特に審査請求の事案はありませんが、これらの審査事務につきましては、第三者に対する行政処分が作為であったか否かなどに対する審査となりますことから、関連条例を制定した当時から事務処理をする上での課題がありましたが、整理できずに今日に至っている状況でございます。</p> <p>このため、木津川市と事務調整を行った結果、木津川市において当</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>該事務について受託をしていただけることで調整ができましたことから、第三者に不利益のないよう委託をしたいと考えておるところでございます。</p> <p>なお、木津川市とは、来る2月24日に開催されます木津川市定例会に同様の議案を提出するよう調整しておりまして、環境施設組合議会及び木津川市議会で可決をしていただきましたら、令和4年4月1日から委託できるよう速やかに木津川市と協議を整えたいと考えているところでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>精華町としては、この議案第4号を見るまでは全く聞いたことがないもので、木津川市の議員さんとか、木津川市としては事前にお話は聞いていたというふうに聞いています。先ほどの一般質問での佐々木議員の中身とも関連をしますけれども、木津川市長である管理者に対して木津川市職員でもある4人の本組合の職員が行政不服に対して、やはり村度が働く可能性があります。牽制機能が働かない。</p> <p>例えば木津川市ではなくて精華町にするとなれ合いはなくなるんじゃないかというふうに思います。ですから、全く精華町としては聞いたことがない。それから牽制機能が働かない精華町にしたらいんじゃないかと、村度が働きませんので、そういうふうに思っているもので、この議案第4号についてはできれば取り下げてほしい。また、継続動議も考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>先ほど竹川議員のほうから事務局職員は木津川市からの出向のみというような趣旨でございますけれども、事務局職員につきましては、木津川市、精華町それぞれから出向している職員で構成しているものでございますので、精華町のほうに委託をすると村度が働かないといったようなことではないのではないかと考えているところでございます。</p> <p>この議案につきましては、以前から精華町、また木津川市のほうには、この条例といいますか、行政不服審査の関係の条例等を制定するときに、当時の事務局長が精華町、木津川市に委託できないかどうかということ協議されて、木津川市、精華町とも受けられないといっ</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>たような状況でございましたが、このたび行政不服審査に関して、この組合のほうに事業系一般廃棄物の収集許可の許可権限等も来ておりますので、そういったことを踏まえて木津川市のほうの理解を得られて、今回木津川市と規約を締結し、委託をしていくというところでございますので、木津川市に委託をするから付度が働くとかいったことではないというふうに考えております。</p> <p>木津川市とこの組合とは別組織でもございますので、出向職員の意向によって木津川市の中で何か付度をされたようなことにはならないというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今、竹川議員からあったように、これは初耳なんですよね。去年の12月段階でも別件で全協があったけれども、そのときもこの話がなかったわけですよね。だから経緯を知りたいんです。木津川市さんとはいつ頃からこの協議に入っていたのか。</p> <p>なぜ、もしそれが12月以前だとしたら、去年の。以前だとしたら、なぜこういう方向で考えているという話がなかったのかという経緯の部分です。</p> <p>同時になぜ今かということなんです。さっきの答弁の中で、木津川市、精華町ともいろいろすんなりいかなかったような話があって、だからなぜ今受けてくれるのかということ、逆に言えば、なぜ今なのかという点です。</p> <p>それと、提案理由にあるように、設置運営をすることが困難ということが理由になっています。設置運営、どちらでもですね。置くことも運営することもどちらも困難という理由なんです。ということは、これは当組合だけの話とは限りませんよね。ほかの一部事務組合だってそういうことがあり得るわけです、広域も含めて。そんなに一部事務組合の職員がふんだんにいるわけじゃないから、そういう意味でやりにくいということであるんだとしたら、だからこの提案の経緯が自前で運営設置ができない、だからお願いをする。でも自前で運営設置できないというところはうち以外にもある。なのに、分からないですよ、ほかのところももしかして提案されたのか分からないけれども、情報がないから分からないけれども、なぜ当組合だけが委託をするのかと。よく答弁に要するに似たような組合の動きなんかも重視をされているにもかかわらず、なぜうちだけなのかという点について、明確にお願いをしたいと思います。</p> <p>さっきのやり取りで聞こえなかったのでずれるかもしれんけれども、この第2条では、委託された事務は全て木津川市側の条例規則を運用するわけですね、この場合は。だから結果は、しかし、こちらに</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>帰属をするということになりますよね。さっきも言った設置と運営両方だから、そうなるかと全てかどうかということですよ。つまり委員の人選から任命、受けたときの受理、運用、結果、解任まで、全てをこれ、一切うちとしては関わらないというふうに読めるんだけれども、全てに関わってこれは全面的に木津川市ということになるように見えてしまうんですね。</p> <p>それと、費用に関しては甲が負担するとなっておりますね、うちが負担すると。組合が負担するとなっておりますけれども、さっきの予算審議の中でも4万5,000円という予算は委員報酬と交通費、つまり実費のみですよ、上がっているのは。でも実際に委託先は事務をやるわけで、事務をやる人の人件費だとか、場合によっては文書通信費とかいったようなことは当然発生しますよね。コピーしたり、様々な郵便物でやり取りしたりとかいうことが発生をしますよね。それについてはさっき通った予算には載っていないわけですね、計上されていない。つまり実費弁償と言われる報酬と交通費以外は木津川市に払わないということが前提の今回提案なんだけれども、じゃ、このいわゆる第3条の乙が支弁し、甲が負担するといった仕組みというのはいわゆる限定的なもの、報酬と交通費だけのことを言っているというふうに解釈することができるんですよ。その点についてよく分からない点も多々あるんです。</p> <p>取りあえずその経緯についてもうちちょっとご説明願えませんか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>この議案を提案するに至るまでの経過でございますが、直近の経過といたしましては、令和3年5月に第1回組合担当課長会議にて事務委託の検討を進めることをご説明し、木津川市のほうへ事務委託の検討を打診・調整するということを確認したところでございます。その経過を踏まえまして、10月27日に開かれました担当課長会議におきまして、おおむね木津川市と調整がつきそうだとということで説明をさせていただきまして、11月10日に開催されました組合の管理者会議、これは正副管理者も出席していただいていた管理者会議でございますけれども、管理者会議において当該事務を木津川市のほうに委託をしていくことについて内容を説明し、了承を得たところでございます。</p> <p>そういった経過を踏まえまして、受皿である木津川市のほうにおきまして、年が明けまして令和4年1月に調整会議、また、1月の半ばに政策会議を行いまして、木津川市として組合からの要請に基づきまして委託を受けることの協議をしていくことにつきまして、議会の議決を得た後やっていくということにつきまして組織決定をしたという経過でございます。</p>



<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>それと、他の組合との状況がどうかというところでございますが、他の組合につきましては、それぞれの組合におきまして検討されるところでございますので、それぞれの事情があらうかと思えますけれども、この相楽管内での他の組合と違うところにつきましては、この組合におきましてはプロパーの事務方の職員はおりません。先ほど申し上げましたように、木津川市、精華町での出向する職員によりましておおむね2年から4年程度の人事異動に基づきまして職員が変わっていくというところでございますので、こういった行政不服の関係でありますとか、個人情報保護の審査の関係につきましても事務につきまして、構成市町のうち木津川市におきまして担当している専門性を持った職員のほうにその事務を委託するほうが適切に処理できるだろうという判断でございます。</p> <p>また、委員の人選・任命のことにつきましてでございますけれども、この事務を木津川市のほうに委託をするわけでございますので、木津川市に置かれている行政不服審査会、また、情報公開・個人情報保護審査会の委員の方、そちらのほうで議論されるものでございますので、そういった委員の任命といったものにつきましては、木津川市のほうでされるというところでございます。</p> <p>それと、費用負担の関係でございますけれども、規約に書いてありますとおり、管理及び執行に関する経費については乙が支弁し、その費用が甲が、この組合が負担するというところでございますので、予算計上に上げさせていただいている経費といたしまして、負担金として木津川市に払うものにつきましては、行政不服審査会の委員等の報酬、それと交通費の実費弁償につきまして木津川市に負担をするというところでございます。</p> <p>なお、審査に当たりまして、資料等のコピーでありましたり、郵送等が発生した場合につきましては、通常の組合の事務の経費の中で賄っていくというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いいですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと訳が分からないんだけど、だから一番のポイントは、今の話だとプロパー職員がいる組合は委託をしない。うちはない、全員が出向組なので委託をすると聞こえるんです。今回、これが提案されたきっかけ、動機ね。ただプロパー職員の有無がこの事務ができないとくつつくと考えられないですよ、必然的にイコールだとか。だってプロパー職員だって情報公開とか個人情報のプロではないし、言ってみれば実際のところそんなに頻繁に起こる可能性が低いようなことだから、そんなそこにたけているというわけでもないですよ。にもかかわらずそれが理由になっているというのは、だから提案理由</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>がいまいち分からないんですよ。設置も運営もできないというところがプロパー職員がいないからとしか聞こえないので、そういうことがこの提案理由なのかというのがいまいち解せない状況があります。</p> <p>費用の件でも、先ほどの第3条に関して、委託事務の管理・執行に要する経費と書かれているわけだから、基本的にこれ全部と読めますよね。さっき私が言った報酬とか交通費だけじゃなしに、この事務を執行するに当たって、細かい話だけでも、コピー代だとか、切手代だとかまたは場合によってはその事務を遂行する職員の時給、人件費ですよね。いわゆる例えば国からとか、府から下りてくる事務で言えばいわゆる事務費部分ですよね。だって委託事務と書いてあるんだから、それは本来この条文からいったらうちが負担しなきゃならない話で、要するに第一義的には木津川市が執行するけれども、立替え執行するけれども、後々うちがその分は払いますというのが多分この第3条の解釈だと思うんだけど、今の答弁は違いますよね。</p> <p>今の答弁だと、報酬だとか交通費は負担金で払うけれども、今の予算のように払うけれども、それ以外の日常事務経費、人件費だとか、事務経費だとかいうのは、別途うちが払う、直接払うという答弁だったでしょう、今。直接払うと。そうすると第2条と第3条の関係からいったらおかしい話になってくるんですよ。特に第3条の関係でいったら一切木津川市が、要するに発生した事務は木津川市が一旦払って甲が負担するという話と違ってくるので、これはもうちょっとすっきりできないかという点ではどうでしょうかね。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>この議案の提案理由でございますけれども、先ほどご説明させていただきましたとおり、情報公開・個人情報保護の審査請求、また行政不服に関する審査請求、これの行った処分庁につきましては、他の議案でも質問されておりましたとおり、この組合のほうでするものでございます。その処分庁として事務を行った総務課のほうで不利益処分がある、不作為行為があるということで請求人から請求があつてそれを審査するというにつきましては、特に第三者の権利保護という観点からすると、この組合の組織の中でしていくことは困難であるという判断をしたということが主な理由でございます。その上で、佐々木議員のほうから質問の中で、他の組合との違いはどうかというところでもございましたので、職員体制につきまして違うということの趣旨で申し上げた内容でございます。</p> <p>それと、費用負担の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、行政不服審査委員の委員報酬、また、それに委員会を開催するに当たりましての交通費の実費弁償、こういったものについて木津川市のほうから求めるということでございますので、それを4万5,0</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>00円として先ほどご可決いただきました予算に計上したというところでございます。</p> <p>当然審査に当たりましていろんな資料のコピーでありますとかいったことにつきましては、こちらのほうで提供するものも出てきますし、それぞれの処分庁から求められるもの、そういったものについてのコピー、準備、そういったものは当然処分庁として行うべきものでありますので、それは通常予算から執行するというご説明をした内容でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと全然すっきりしないんです、申し訳ないけれども。この提案されている規約と今の答弁が食い違っていますよね、確実に。予算執行上も無理ですよ。今から木津川市の事務経費が幾らかかるかを試算するという話は多分困難だと思うんだけど、通常こういう処理というのは、先ほど予算の審議のときにもお聞きしたけれども、4万5,000円というのはほぼ全額が報酬と交通費でしょう、説明では。そう理解しています。</p> <p>ということは、もし案件が発生して木津川市が事務を執行しようとしたときにその経費がゼロということですよ。執行できないと、ゼロという話。だから普通だったらこの場合、通常の役所の判断としては、たとえ1,000円でも顔出しで予算計上しておいて、実際に発生したら補正予算を組んで、例えば3万円かかったら3万円、2万9,000円を増額補正するというのが通常のやり方ですよ。</p> <p>だからもう一遍言いますが、第3条を普通に読む限り委託事務全部を基本的に木津川市がまず執行するわけでしょう、出すわけでしょう、支出すると。その分をほぼ無条件にうちが補填しますということでしょう。でも今の答弁を聞くとそうじゃないですよ。委員の報酬と交通費は出しますが、それ以外の経費はうちが出しませんと言っているんですよ。だから今提案されている規約案と答弁が全く食い違っています。これ以上質問できないので、これで終わりになっちゃうけれども。</p> <p>もう一つは、さっきのプロパーは関係ないという話があったけれども、だとしたら広域事務組合だってそんなに人間いないじゃないですか、職員数。そこは関係ないのかと。だからなぜうちが特殊なのかということ。ほかの事務組合がやらないのに、うちがこれをやることの特殊性がどこにあるのかというのは、プロパーの話は今関係ないとおっしゃったわけですよ。プロパーの人がいるかないか関係ないとおっしゃったわけやから、別の理由があるでしょう、となると。そこがポイントになるんですよ、この提案の肝はそこでしょう。なぜうちだけが設置運営ができないのか。</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>処分庁という言い方をされたけれども、議長いいのかな、続けていいのかな。処分庁という言い方をしたら、さっき言ったように広域だって、消防だってそうじゃないですか、自分のところが処分庁やん。その理屈だったら同じ組合ならできないということが前提になりますよ。よっぽど数十人いるぐらいの組合なら別かもしれんけれども、通常、私らが関わっているような規模の組合の場合にはできないという話になるんですね。だからその特殊性がいまいち分からない。なおかつさっき申し上げた規約案と答弁の食い違いがある。その点はただしておきたいと思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 再度の質問についてお答えさせていただきます。 経費の負担といたしますのは、先ほど佐々木議員もおっしゃっていただいているようにいろんな経費があるのかもしれませんが、今回、事務を委託するに当たりまして、木津川市から求められている経費といたしましては今申し上げた経費というところでございますので、その分を予算計上しているというところでございます。お互いの今後の協議に基づきまして進めていくわけでございますけれども、事前の調整の中におきましては、今回予算計上をさせていただいているものを木津川市のほうとして負担を求めるところでございますので、今おっしゃっていただきました経費の負担、第3条につきまして管理と執行に要する経費については支弁すると。また、その費用は乙が負担するというところでございますが、それぞれの中でこういった負担を求めていくのかどうかにつきましては、木津川市、組合との協議によって整理されていくものというふうに考えているところでございます。 それと、他の組合との事情につきましてご質問をいただいておりますけれども、他の組合についての事情は私どもは存知しておりませんので、この組合として、例えば事業系一般廃棄物の処理事業の許可に関して不服申立て等があった場合に、いかにしてその不服申立てに対してきちっとした審理を行い、第三者に対しての不利益が与えられないのかという審査をしてもらうためには、こういった形が望ましいのではないかというふうに、この組合の事務局体制を勘案した上で提案したものでございますので、他の組合との違いといったことにつきましては、なかなか答弁をすることは難しいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。 討論を行います。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今も答弁があったように、本件については様々な疑義が残ったまま であります。 よって、継続審議にする動議を提案いたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ただいま佐々木議員のほうから議案第4号についての継続審議の動 議が出されました。 佐々木議員の動議に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>1名です。 動議は成立いたしました。 それでは、佐々木議員の動議の議案第4号について継続審議をする ということに賛成の方の起立を。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>ちょっと待ってください。すぐ採決ですか、その動議内容につい て。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明を求めますか。 いや、いうたらこの議案、今の質疑、内容を皆さん聞いておられる ので、その中で佐々木議員のほうから継続審議という動議が出されま したので、それについて継続審議をするかどうかということは、動議 の内容を含めてやるかやらないかの賛否を求めたいということござ います。 宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>先ほどの質疑を聞いていまして、1つ、この議案に関して木津川市 議会の同じような同意といいますか、この規約案に対する賛否が問わ れる関係もあって、木津川市選出の5人の議員には事前に説明があっ たのかと思います。と同時に精華町の3人については、一切この議案 が提案されるまで知らなかったと。その経過で両方の担当者課長会議 だとか、そういうものを経てという説明がありましたけれども、それ への全員協議会なりの中での話というのはなかったということも取り</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>上げられておりました。</p> <p>だからそのあたり、このまま採決するという事になれば、特に精華町側の3人の議員の皆さんの理解が得られないままの採決ということになって今の継続ということになったんやと思いますので、そのあたりの経過をもう少し全体に分かるようにしていただかないと、継続するのもしないのかの判断もしにくいというふうに思うんですけども。</p> <p>また、継続するという事になれば、少なくとも今日以降に発生するそうした事案、今までなかったということですから、すぐに何か明日これに関わるような事案が出てくとも思えないわけです。だから継続してもすぐに組合の運営に支障がないというのであれば納得の中での議案の審議、採決が必要ではないかとは思っているのですが、そのところをもう少し明確にいただけないでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>議事運営上、質疑の終結の宣言もいたしました。その後で動議が出されたということで、議事進行としてはその動議に対しての賛否を取っていくと、動議は成立したと。その内容は継続審査をするべきだと、それに賛否を取るというのが議事進行上進めていかななくてはなりませんので、賛否を取りたいと思います。</p> <p>ただいま佐々木議員から議案第4号について継続審査の動議が提出されました。</p> <p>継続審査をするということに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立多数でございます。</p> <p>よって、議案第4号は継続審査という形になりました。</p> <p>それでは、次に、日程第8、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>提出者に提案説明を求めます。</p> <p>伊藤紀味枝さん。</p>
<p>伊藤議員</p>	<p>発議第1号、木津川市精華町環境施設組合議会委員会条例の一部改正について、提案説明させていただきます。</p> <p>発議第1号、木津川市精華町環境施設組合議会委員会条例の一部改正についてご説明させていただきます。</p> <p>本組合議会において地方自治法第109条第3項に規定する議会運営委員会を設置するため、木津川市精華町環境施設組合議会委員会条例の一部改正を提案するものです。</p> <p>机上配付されていると思いますので、お願いいたします。</p> <p>案を朗読させていただきます。</p>

<p>伊藤議員 つづき</p>	<p>発議第1号、令和4年2月8日。 木津川市精華町環境施設組合議会議長、高味孝之様。 提出者、木津川市精華町環境施設組合議会議員、伊藤紀味枝。 賛成者、木津川市精華町環境施設組合議会議員、竹川増晴。 木津川市精華町環境施設組合議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を地方自治法第292条において準用する同法第112条、木津川市精華町環境施設組合議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。 提案理由といたしまして、本組合議会における議会運営委員会を設置するため。 よろしく願います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>これは前の全協でも確認されてますから、設置すること自身は問題はないと思っています。 ただ前回の全協のまとめ的に言えば、いわゆる一部の議員で構成するか、全員で構成するかという論点に関しては、全員で構成しようということが確認されています。 その上で、要するに通常議会運営委員会は大体どこの議会も議長は入らないですから、通常は議長を除くというのは当然の話だと思うんですけども、ここが木津川市議会、精華町議会の運営の違いから出てくる若干確認事項ですけれども、精華町議会に関しては、副議長に関しては議運になり得ます、なり得るという。なぜかという、議長というのはいわゆる各委員会に出席できますよね。採決権は持ってないけれども、発言権は持っていますよね。議長も各委員会の場において持っているわけです。 一方、副議長というの、大体どこのルールでも議長に、副委員長の場合もそうですけれども、委員長もしくは議長に事故があった場合、欠けた場合代行するといういわゆる予備というか、予備要員ですよね。として副議長や副委員長がいるというのが通常の議会の考え方なわけです。 要するに木津川市議会さん自身の運用が正副議長ともに議長と同等の委員会出席だとかまたは委員会の発言の立場があると、多分それが理由で前回の全協で正副議長をメンバーから外そうという提案が出たと思うので、その木津川市議会さんがやっている運用を本議会の議会運営委員会でも同じ考え方で運用するということだけ確認をさせてもらいたいと思います。</p>

高味議長	伊藤さん。
伊藤議員	木津川市の運用と同じやり方でやろうかなと思っております。
佐々木議員	だから今のでいいんですね。
伊藤議員	はい。
高味議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。 討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会委員会 条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定 をいたしました。</p> <p>ここで追加議案がございますので、配付のため、暫時休憩といたし ます。</p> <p>(13:42)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>(13:46)</p> <p>再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。 ただいま配付いたしました追加議事日程第1号の追加1を議事に追 加することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>



<p>高味議長 つづき</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>追加日程第1、議案第5号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第5号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。</p> <p>令和3年8月10日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、去る2月1日に国家公務員給与を改正するための法案が閣議決定されました。本組合職員の給与につきまして、国の対応と同様に期末手当を改正するため、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第5号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>議案第5号は、管理者からの提案説明のあったとおりでございます。去る2月1日に政府におきまして国家公務員給与を改正するための法案が閣議決定されたことを受けて、去る11月26日に提案しました議案第7号に係る議会の審議経過につきましても踏まえた上で、閣議決定された法案に準拠して環境施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。</p> <p>なお、今般の改正による期末手当の支給額の割合につきましては、参考資料に記載のとおりであります。附則の第2条中ほどに規定しておりますとおり、令和3年12月に期末手当を支給された職員につきましては、令和4年6月に支給された期末手当から、令和3年12月の期末手当から本来減額となる調整額をさらに減じることになります。</p> <p>なお、今年度の退職者、来年度の新規採用職員については、いずれも令和4年6月に支給される期末手当におきまして、この調整額による減額措置の対象外となるものでございます。</p> <p>以上で、議案第5号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

高味議長 つづき	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>宮嶋です。</p> <p>2月1日に出されましたほかの議案と一緒にこの議案出されなかったのは、今説明があったように2月1日に国家公務員の給与改正案が閣議決定されたことを受けて急遽追加議案として出され、本日の提案になったものですが、私たち議員がこの議案を手にするのは、今、今日が初めてであります。議案を審議、検討して採決するというのには乱暴な提案ではないかなというふうに思いますが、それについてお答えください。</p> <p>2つ目は、内容的には実質11月に出された12月期末手当から0.15月分を減額するというようなものと一緒で、今年度についてはその0.15を2つに分ける、すなわち0.075月分を6月と12月からそれぞれ引き、減額するということです。今ありましたように6月分から昨年12月で引けなかった0.15月分に相当する額を減らすというものですから、中身は一緒ですよ。</p> <p>引き続きコロナ禍で、公務で働く方々も民間で働く方々も今大変苦しい生活を強いられています。その中で期末手当の減額は公務員のみならず、ほかにも大きな影響を与えるものになります。政府自身が働く者の賃金を引き上げると言っているときに、昨年12月に減額するものを今年6月に先延ばししたからといって、個人の生活や国の経済がよくなるものではありません。全く矛盾していると考えます。内容面からいっても撤回すべき中身ではないのか、提案すべきではなかったのではないかと思います。それについてお答えください。</p> <p>以上、2点よろしく申し上げます。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案の議会の皆様方への配付時期、これにつきましては、本日、当日配付になったことにつきましては大変申し訳なく思っております。</p> <p>これにつきましては、2月1日に閣議決定をされまして、それに併せまして法案が閣議決定もされましたので、この内容につきまして、地方自治体といいますか、こういった組合に適用するように条例改正の検討をする時間に少し時間を要したというところでございます。</p> <p>内容につきましては、国家公務員の給与法案、これに準じた内容となっておりますことをご理解いただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。</p> <p>その上で、なぜ今の時期になったのかというところでございますが、この条例につきましては、国にもありますとおり、今年度の退職</p>

山本事務局長 つづき	職員にも影響するような内容になってまいりますし、4月1日に例えば出向する、派遣される職員がおりましたら、そういった職員にも影響してくるものでございますので、これにつきましては、人勸の出された内容を国のほうで法案化されておりますので、若干人勸準拠とはなっておりませんが、国の法案に基づいて給与条例を改正する必要があるということで提案させていただいたものでございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。 以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>昨年11月のこの組合議会で給与関連の条例が出されました。そのときの質疑で、それぞれの自治体や組合ごとによって対応が異なっていた事実がありました。そのことの問題点を指摘いたしました。国も今、今回提案されているような形ですべきだということもありました。そういうことから私は反対をしてこの11月の議案は否決をされたわけです。その後、特段、例えばこれに関わる管理者からの議会への説明や考え方についても示されないまま今日を迎えているわけでありまして。</p> <p>何ら事態は変わっていないように思うんです。事態を前向きに進める、お互い行政側と議会との一致点があるかどうかは分かりませんが、少なくともお互いが思いを出し合う場もないままに来ているわけですね。そういうことに対しては、やはり議会に対しての行政側、組合管理者側の働きかけというのは必要なかったということで今日の提案なんではないでしょうか。お聞かせください。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>前回、11月に提案させていただきました条例案につきましては、その際にも説明させていただいているとおり、木津川市、精華町それぞれの構成市町で対応が異なるというところでございます。それぞれの市町におきましては、人勸に準拠していく方針はあるけれどもというところでございました。</p> <p>そういった内容を踏まえまして、木津川市、精華町からの派遣されている職員等に不利益等が、不公平感が生じないように、前回の条例案には附則を設けたところでございますが、その条例案が否決をされ、既に12月の期末手当が支給されている状況でございます。そういった中で、現時点におきまして提案できる条例案といたしましては、国の法案に基づいた給与改正でございますので、そういったことを踏まえて今回の条例提案になっているというところでございます。</p>

山本事務局長 つづき	以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>結果的には2月1日に閣議決定をされて、この国家公務員に関わる給与改正の法案は今の通常国会の中で審議され、決まっていくなだろうというふうに思いますが、これは私は知りませんでしたけれども、2月1日に出るということが前から分かっていた今日のタイミングになったんですか。今日、もしこれがずれていたらこの提案はできなかったということになるんですが、それも含めて議会への働きかけというものがどうだったんだろうかと思うんですが、その点についてはどうですか。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>国会公務員の給与法案につきましては、年を明けての通常国会の中で提出されるというような情報は入っておりましたけれども、2月1日に閣議決定されるかどうかについては、その日にならないと分からない状況でございましたので、いつ法案の閣議決定がされるのかにつきましては、こちらのほうとしては情報は持ち得ておりませんでした。ただ2月1日の段階で法案が明らかになりましたので、本日の議会への提案に間に合うというところでございましたので、急遽提案させていただいたところでございます。</p> <p>当然宮嶋議員のほうからのご指摘にありますように、この閣議決定が遅れば、年度内に臨時議会を求めて提案させていただく内容になってこようかというところでございますが、その内容につきましては国の法案に準拠してということでございますので、内容につきましては今回と同じ内容になるというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。  討論を行います。  討論があります。  まず、原案に反対者の発言を許します。</p>

高味議長 つづき	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>今の質疑でも明らかになりましたように、2月1日に閣議決定されたことは事前に確認されていたことではなくて、言葉が正しいかどうか分かりませんが、たまたまといったようなことではないのでしょうか。2月8日のこの議会に事務手続としては間に合ったと、だから国家公務員の給与改正案と同じものを出したんだということですが、内容的には、先ほど言いましたように、昨年11月に出されたものと内容は同じであります。</p> <p>若干、先ほど説明があったように、今年3月31日に退職する職員がおられればその方の問題やとか、4月1日に採用される職員がおられればその方の配慮、考慮ということがあるのかも分かりませんが、国が言うている今年6月から昨年12月分に相当する額を減額するという点では同じであります。そういうやり方で今回出されたということにも納得ができません。</p> <p>あわせて、今議論になっているのは、コロナの中で本当に国民、我々で言えば木津川市民や精華町民の暮らしが大変なときに、それは公務で働く職員もそうですし、民間で働く職員の皆さんもそうですが、大変なときに給料を、期末手当を下げていいのかという問題であります。政府自身が賃上げということを経済界なんかにも要請して、給料を上げたところについては減税までするというような仕組みまでつくろうとしているときに、去年の人事院勧告の内容だからといってそれをやる必要があるのでしょうか。</p> <p>人事院勧告はあくまでも公務で働く者の争議権がない中でつくられている仕組みであって、その中身そのものについてはやはり働く者の利益になるような形で行われなければならないし、働く者の利益にならない勧告であれば実施しないということもあり得るといふふうに思いますので、この条例案には反対であります。</p> <p>以上です。</p>
高味議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 森本さん。
森本議員	人事院勧告はそもそも労働三権、公務員には認められておりません。そのの。
宮嶋議員	三権が認められてないことはないよ、争議権が認められてない。
森本議員	争議権ね、申し訳ない。三権があってそのうちの争議権が認められ

<p>森本議員 つづき</p>	<p>ていなくて、その代償として人事院勧告制度というものがあります。それで50人程度の企業を調査したその平均値として国家公務員の給与が今現在妥当であるのかどうかの調査をされた結果として、いつもはプラスの勧告が多かったんですけども、今回は、この前もマイナスだったですかね。それで今回2回目のまたマイナスということになった、減額ということになったんですけども、これは制度上の問題であって、今現在、岸田総理が賃上げを言っているのとこの人事院勧告制度に準拠して地方公務員も期末勤勉手当を人事院勧告の準拠によって上げ下げしているのとはちょっとまた次元が違う話だと思います。</p> <p>だから、そういう意味でも、プラスのときは人事院勧告でプラスの期末勤勉手当のプラスがあるので、今回勧告されたのはマイナスの勧告だったので、これはこれに応じて行うべきものと、了として私は賛成するものです。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立少数であります。 したがって、議案第5号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は否決されました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>よろしいか。 さっき議運をつくる委員会条例可決しましたよね。今、閉会宣言しちゃったら閉会中活動できませんよ、委員会が。</p>
<p>高味議長</p>	<p>そういうことです。まだ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>せっかく議運をつくったのに次の11月定例会まで何をしないまま飾るんですか。やっぱりさっきの議論があったように、ホームページ</p>

佐々木議員 つづき	も議会の意見を聞いて変更すると言っているんだから、即座に議運をつくったんだから、正副委員長を選出して閉会中の継続審査活動を確保しておかないと、これ、何のために今日やったか分からないですよ。
高味議長	それをやろうと思ったんですけれども、法令上、それはできないということ。
佐々木議員	何で。
高味議長	事務局のほうからそこは説明を。 事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 先ほど委員会条例の改正につきましてご可決いただいたことについては承知をしておりますが、これについての条例の改正の告示等々の手続が必要になってまいります。したがって、可決をされておりますけれども、そういった告示行為がない限り有効には働かないというところがございますので、直ちに議会運営委員会を設置するということは困難であるというふうに解釈しているところでございます。 以上でございます。
佐々木議員	それを知っていてやったわけ、今日の開催は。
高味議長	それが法令どおりということですよ。
佐々木議員	そんなもの問題ありますよ。じゃ、何のために我々全協でこの相談をしたのよ。
高味議長	我々議員は法令に従ってやる。
佐々木議員	違うわ、そんなの。
高味議長	だから今回できないのかということをお調べさせていただいたら、全国議長会のほうからそれは無理ですと。

佐々木議員	じゃ、会期延長しましょうよ。
高味議長	法令どおりにしてくださいと。
佐々木議員	だからまだ閉会前だから会期を延長しましょうよ。即刻即日公布しましょうよ。
高味議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">( 1 4 : 0 5 )</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">( 1 4 : 3 8 )</p> <p>再開いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 これをもちまして、令和4年第1回木津川市精華町環境施設組合定例会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">( 1 4 : 3 8 )</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">議 長 _____</p> <p style="text-align: center;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: center;">署名議員 _____</p>